

平成24年6月12日

株 主 各 位

本 店 大阪市中央区南船場一丁目17番26号
東 京 本 部 東京都新宿区新小川町4番1号

株式会社アプラスフィナンシャル

代表取締役社長 野 口 郷 司

第57回定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、当社第57回定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

今回の定時株主総会には「定款一部変更の件」を議案として上程いたしますが、本議案につきましては、会社法第322条第1項第1号に基づくご決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会を併せて開催させていただくことになりました。

また、B種優先株主様、D種優先株主様、G種優先株主様及びH種優先株主様による各種類株主総会におきまして、別途会社法上必要とされるご決議をいただく予定です。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に第57回定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会それぞれの各議案につき賛否をご表示の上、平成24年6月27日（水曜日）午後5時30分までに当社に到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区新小川町4番1号
アプラス東京ビル 地下会議室

3. 株主総会の目的事項

【第57回定時株主総会】

- 報告事項 1 第57期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役
会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2 第57期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件

【普通株主様による種類株主総会】

決議事項

- 議案 定款一部変更の件

4. 代理人によるご出席の場合

代理人が株主総会に出席される場合、その代理人は当社の株主であることを要します。また、代理人は1名に限らせていただきます。なお、代理人は株主総会にご出席の際に、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ (<http://www.aplusfinancial.co.jp/>) において掲載することにより、お知らせいたします。
 - ◎ 決議の結果については、上記の当社ホームページにおいて掲載することによりお知らせいたします。

事業報告

(自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災とそれに続く原子力災害、欧州債務問題に端を発した世界的な金融システム不安などにより、景気低迷が長引き、大変厳しい状況となりました。一方で、東日本大震災で打撃を受けたサプライチェーンや生産の回復などに伴い、個人消費は比較的堅調に推移し、また、各国の金融緩和策を背景に金融資本市場に回復の兆しが見えるなど、年度後半にかけて幾分明さを取り戻してまいりました。

当業界におきましては、貸金業法の改正による無担保ローン市場の縮小や、業界内における競争激化などにより、事業環境は厳しい状況が続きましたが、過払利息返還請求の落ち着きや、堅調な個人消費を背景としたクレジットカード市場の拡大、ショッピングクレジット事業に馴染みの深い住宅関連市場の拡大などに支えられ、当業界を取り巻く環境も次第に回復してまいりました。

このような中、当社グループにおきましては、貸金業法などの業法改正への対応にめどを付け、業界内の競争激化に対応し、いち早く反転攻勢に備えた体制の充実を図るとともに、平成22年5月に策定した中期経営計画に掲げる「お客さまに選ばれ、提携先に支持される新しい時代に相応しい信販会社になる」というビジョンの早期実現に取り組んでまいりました。

具体的な取り組みとして、平成23年5月、主要取引先の一つであるカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社との提携により、同社が運営する“Tポイント”サービスを付帯した「Tポイント付きアプラス（ショッピング）クレジット」の取り扱いを開始いたしました。平成24年3月末時点で、ご利用可能な加盟店さまは3,300社を突破し、多くのお客さまにご支持をいただける商品の提供を通じ、まったく新しいビジネスモデルを創出することができました。

また、東日本大震災とその後の原子力災害を背景とした社会環境の変化に対応し、太陽光発電システムを対象としたショッピングクレジットの推進や、独立行政法人住宅金融支援機構が提供する「災害復興住宅融資（東日本大震災）」をご利用されるお客さまを対象とした住宅つなぎローン「アプラスブリッジローン」のご提供、お客さまと一緒に震災復

興を応援するアプラスカード「スマイルキャンペーン」（キャンペーン期間：平成24年3月16日～平成24年6月30日）の実施など、信販会社としての社会的責任をより強く意識した施策を実行してまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、主力のクレジットカード事業やショッピングクレジット事業は取扱高が伸び、事業基盤は安定してまいりましたが、ローン残高の減少によるローン事業の収益減少が響き、営業収益は638億5百万円（前連結会計年度比10.2%減）となりました。営業費用は、過払利息返還請求に対応した引当金を53億59百万円計上いたしました。オペレーションコストの削減や貸倒引当金繰入額の減少により、554億2百万円（前連結会計年度比12.8%減）となりました。この結果、営業利益は84億2百万円（前連結会計年度比11.3%増）、経常利益は84億51百万円（前連結会計年度比15.6%増）となりました。当期純利益は、特別損失としてソフトウェア除却損を計上したことなどから、53億7百万円（前連結会計年度比64.6%増）となりました。

(2) 事業別の概況

【ショッピングクレジット事業】

ショッピングクレジット事業におきましては、「Tポイント付きアプラス（ショッピング）クレジット」の推進に加え、太陽光発電システムや二輪車、運転免許、宝石・貴金属など、オートローン以外の営業を強化し、取扱高は大幅に増加いたしました。

セグメント別取扱高は3,632億86百万円（前連結会計年度比14.7%増）となりました。

【クレジットカード事業】

クレジットカード事業におきましては、T S U T A Y A事業を展開するカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社との提携カードを中心に、クレジットカードの取扱高が順調に増加する中、事前登録型リボサービス「リボかえろ」の導入によるリボ残高の積み上げや、ゴールドカードなどの特色ある商品展開を図り、事業採算性の改善に努めてまいりました。

セグメント別取扱高は5,576億円（前連結会計年度比5.5%増）となりました。

【ローン事業】

ローン事業におきましては、ローンカード残高の減少により事業収益は減少しておりますが、お客さまや提携先に高いご支持をいただいでい

る住宅つなぎローン「アプラスブリッジローン」の取扱高は大幅に増加し、リスクの低い資産への入れ替えが進捗いたしました。

セグメント別取扱高は271億35百万円（前連結会計年度比40.6%増）となりました。

【決済事業】

決済事業におきましては、決済手段の多様化や業界内の競争激化により、事業環境は厳しい状況にあります。新生グループ一体となって提携先の拡大を図り、大型賃貸管理会社との提携など、着実に成果を挙げてまいりました。

セグメント別取扱高は1兆2,089億60百万円（前連結会計年度比3.6%減）となりました。

【その他子会社】

岡山県に本社を置く全日信販株式会社におきましては、西日本エリアを中心にオートローンなどのショッピングクレジット事業において積極的な営業展開を図り、加盟店基盤を強化してまいりました。

また、サービサー子会社のアルファ債権回収株式会社におきましては、地域金融機関からの個人ローンの初期延滞債権の管理・回収業務の受託を戦略の柱に据え、提携先の拡大に努めてまいりました。

セグメント別取扱高は901億11百万円（前連結会計年度比0.2%減）となりました。

【セグメント別取扱高】

セグメント	取扱高（百万円）	前連結会計年度比（%）
ショッピングクレジット事業	363,286	114.7
クレジットカード事業	557,600	105.5
ローン事業	27,135	140.6
決済事業	1,208,960	96.4
その他子会社	90,111	99.8
合計	2,247,094	101.7

(注) 「ショッピングクレジット事業」は個別信用購入あっせん業務及び信用保証業務、「クレジットカード事業」は包括信用購入あっせん業務及びクレジットカードを手段とした融資業務、「ローン事業」は融資業務、「決済事業」は集金代行業務、「その他子会社」は全日信販株式会社をはじめとするその他の子会社業務であります。

(3) 資金調達などについての状況

① 資金調達

重要な事項はありません。

② 設備投資

重要な事項はありません。

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

重要な事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受け

該当事項はありません。

⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

重要な事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	平成21年3月期 第54期	平成22年3月期 第55期	平成23年3月期 第56期	平成24年3月期 第57期 (当連結会計年度)
取 扱 高(百万円)	2,364,624	2,254,493	2,208,472	2,247,094
営 業 収 益(百万円)	95,363	85,067	71,051	63,805
経 常 利 益(百万円)	1,707	△ 2,906	7,311	8,451
当 期 純 利 益(百万円)	1,530	△ 7,702	3,224	5,307
1株当たり当期純利益(円)	6.49	△ 27.61	2.35	2.33
純 資 産(百万円)	108,215	77,234	80,375	85,739
総 資 産(百万円)	1,373,752	1,209,803	1,140,676	1,096,978

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	平成21年3月期 第54期	平成22年3月期 第55期	平成23年3月期 第56期	平成24年3月期 第57期 (当事業年度)
取 扱 高(百万円)	2,265,789	2,159,768	—	—
営 業 収 益(百万円)	86,576	76,001	970	5,261
経 常 利 益(百万円)	2,334	△ 2,035	△ 786	4,473
当 期 純 利 益(百万円)	2,383	△ 7,014	△ 10,353	4,595
1株当たり当期純利益(円)	10.10	△ 25.14	△ 7.54	1.86
純 資 産(百万円)	110,674	80,387	69,935	74,531
総 資 産(百万円)	1,299,685	1,144,028	146,629	153,460

- (注) 1. △印は損失を示しております。
2. 第55期の当期純損失の主な理由は、利息返還損失引当金の大幅な積み増し及び特別損失としてソフトウェア評価損を計上したことによるものであります。
3. 第56期につきましては、当社は平成22年4月1日に吸収分割による会社分割を行い事業持株会社となったことにより、第55期までに比べ財産及び損益の状況が変動しております。なお、当期純損失の主な理由は、吸収分割に伴い計上した子会社株式に係る繰延税金資産を取崩したことによるものであります。
4. 第57期（当連結会計年度）につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、東日本大震災の影響や、近年の貸金業法をはじめとする関連業法の改正など、変化する経営環境に対応しつつ、個人ローン収益に依存した従来型のビジネスモデルから脱却することを対処すべき課題ととらえ、「お客さまに選ばれ、提携先に支持される新しい時代に相応しい信販会社になる」という中期経営計画ビジョンの実現に向けて、戦略をより確実に遂行することを重点課題として取り組んでおります。また、想定以上のスピードで変化する現下の経営環境に鑑み、その変化に機動的に対応するため、事業持株会社制により事業を展開しております。

以上を踏まえ、当社グループの方向性として中期経営計画を策定しております。

当社グループの中期経営計画につきましては、以下のとおりであります。

中期経営計画の目指すビジョン

「お客さまに選ばれ、提携先に支持される新しい時代に相応しい信販会社になる」

中期経営計画の方向性

「融資収益の依存から脱却し、本業の収益性を高めた信販会社にしかできないビジネスモデルを確立」

中期経営計画の骨子

- ① 「質を伴った量の拡大を目指す営業体制の確立」
 - －ショッピングクレジット事業の発展的強化
 - －クレジットカード事業の採算性の改善
 - －フィービジネス収益基盤の確立
 - －新生銀行グループ一体化による収益増強策の推進
- ② 「他を凌駕するローコストオペレーション体制の確立」
 - －事業・業種に捉われないセンター体制の確立
 - －徹底したIT化とビジネスプロセスの最大限の自動化の実現
 - －抜本的な業務見直しによる効率化の推進

(6) 企業集団の主要な事業セグメント<平成24年3月31日現在>

- ① ショッピングクレジット事業 百貨店・量販店・小売店等における都度契約によるあっせん取引
- ② クレジットカード事業 クレジットカードによるあっせん取引・カードキャッシング
- ③ ロ ー ン 事 業 個人ローン
- ④ 決 済 事 業 オートネットサービス（集金代行業務）

(7) 企業集団の主要拠点等<平成24年3月31日現在>

① 当社の主要な営業所

本 店	大阪市中央区南船場一丁目17番26号
東 京 本 部	東京都新宿区新小川町4番1号

② 重要な子会社

株 式 会 社 ア プ ラ ス	大阪市中央区
株式会社アプラスパーソナルローン	大阪府吹田市
全 日 信 販 株 式 会 社	岡山市北区
アルファ債権回収株式会社	東京都新宿区

(8) 企業集団の使用人の状況<平成24年3月31日現在>

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
1,309 (855) 名	21 (55) 名減

(注) 使用人数は就業人員であり、嘱託及び臨時雇人は（ ）内に平均雇用人員数を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
7 名	1 名増	43.7 歳	15.3 年

(注) 嘱託及び臨時雇人はおりません。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況<平成24年3月31日現在>

① 親会社の状況

会 社 名	議決権比率 [所有割合及び被所有割合]
新生フィナンシャル株式会社	所有 0.20 % (0.20) 被所有 91.50
株 式 会 社 新 生 銀 行	被所有 95.06 (91.50)

- (注) 1. 議決権比率の()内は、間接所有割合または間接被所有割合で内数であります。
2. 株式会社新生銀行は、新生フィナンシャル株式会社の発行済普通株式数の99.8%を保有する親会社であります。
3. 株式会社新生銀行の上記議決権比率のうち直接保有割合(3.55%)は、平成22年3月期優先配当金が無配のため、第一回B種優先株式、D種優先株式、G種優先株式及びH種優先株式に対して、定款規定により議決権が発生したものであります。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株 式 会 社 ア プ ラ ス	15,000 百万円	100.00 %	信販業
株式会社アプラスパーソナルローン	1,000	100.00	消費者金融業
全日信販株式会社	1,000	97.33	信販業
アルファ債権回収株式会社	500	100.00	債権管理回収業

- (注) 当連結会計年度末における連結対象子会社は株式会社アプラス等を含め9社であります。

(10) 企業集団の主な借入先の状況<平成24年3月31日現在>

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 新 生 銀 行	190,300 百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	2,500
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,000

2. 会社の株式に関する事項<平成24年3月31日現在>

(1) 発行可能株式総数		3,970,250,000株
(2) 発行可能種類株式総数	普通株式	3,914,000,000株
	B種優先株式	2,500,000株
	D種優先株式	8,500,000株
	G種優先株式	13,000,000株
	H種優先株式	32,250,000株
(3) 発行済株式の総数	普通株式	1,524,208,563株
	(自己株式 2,589株を除く。)	
	B種優先株式	2,500,000株
	D種優先株式	8,500,000株
	G種優先株式	13,000,000株
	H種優先株式	32,250,000株
(4) 株主数	普通株式	8,457名
	B種優先株式	1名
	D種優先株式	1名
	G種優先株式	1名
	H種優先株式	1名
(5) 単元株式数		500株

(6) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
新生フィナンシャル株式会社	普通株式 1,446,036 千株	91.49 %
株式会社新生銀行	B種優先株式 2,500 D種優先株式 8,500 G種優先株式 13,000 H種優先株式 32,250 合計 56,250	3.55
野村証券株式会社	普通株式 4,013	0.25
藤岡義久	普通株式 3,538	0.22
大阪証券金融株式会社	普通株式 3,040	0.19
株式会社エクシブ	普通株式 1,970	0.12
株式会社エクシブネット	普通株式 1,714	0.10
楽天証券株式会社	普通株式 1,486	0.09
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口4）	普通株式 1,456	0.09
T I S 株式会社	普通株式 1,449	0.09

（注）持株比率は自己株式（普通株式2,589株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等＜平成24年3月31日現在＞

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
野口 郷 司	代表取締役社長	最高経営責任者 (CEO) (監査部 管掌) グループ経営	株式会社アプラス代表取締役社長 株式会社アプラスパーソナルローン代表取締役社長 新生フィナンシャル株式会社取締役 全日信販株式会社取締役会長 株式会社アプラスインベストメント代表取締役社長
渡邊 昌 治	代表取締役副社長	(人事部・コンプライアンス 統括部・総務部 管掌) グループ人事 グループ管理	株式会社アプラス代表取締役副社長 株式会社アプラスパーソナルローン代表取締役副社長
奥田 正 一	取締役	グループ事業	株式会社アプラス取締役 株式会社アプラスパーソナルローン取締役 アルファ債権回収株式会社取締役 エス・エル・メイプル株式会社代表取締役社長 株式会社インサイト代表取締役会長
サンジーブ グプタ	取締役		株式会社アプラス取締役 株式会社アプラスパーソナルローン取締役 株式会社新生銀行専務執行役員個人部門長 新生フィナンシャル株式会社取締役会長
南光院 誠 之	取締役		株式会社アプラス取締役 株式会社アプラスパーソナルローン取締役 株式会社新生銀行執行役員 コンシューマーファイナンス本部長 新生フィナンシャル株式会社取締役 新生プロパティファイナンス株式会社取締役
梅田 正 太	取締役		株式会社アプラス取締役 株式会社アプラスパーソナルローン取締役 新生フィナンシャル株式会社代表取締役社長 新生カード株式会社取締役 シンキ株式会社取締役
竹内 晃	常勤監査役		株式会社アプラス 監査役 株式会社アプラスパーソナルローン 監査役 株式会社アプラスインベストメント 監査役
佐藤 正 樹	監査役		株式会社アプラス 常勤監査役 アルファ債権回収株式会社 監査役
宇都宮 加 城	監査役		株式会社アプラス 監査役 株式会社新生銀行コンプライアンス統轄部次長
加藤 文 人	監査役		弁護士法人三宅法律事務所パートナー弁護士

- (注) 1. 取締役サンジーブ グプタ氏、南光院誠之氏及び梅田正太氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役竹内晃氏、監査役宇都宮加城氏及び加藤文人氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。
3. 当社は、株式会社大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として、社外監査役である加藤文人氏を指定して同取引所へ届け出ております。
4. 上記「グループ」とは、株式会社アプラスフィナンシャル、株式会社アプラス及び株式会社アプラスパーソナルローンを指します。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	固 定 報 酬 当事業年度支払額	役員退職慰労引当金 当事業年度繰入額	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (一名)	14百万円 (一百万円)	31百万円 (一百万円)	45百万円 (一百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	32百万円 (18百万円)	9百万円 (5百万円)	42百万円 (24百万円)
合 計 (うち社外役員合計)	11名 (3名)	46百万円 (18百万円)	41百万円 (5百万円)	88百万円 (24百万円)

- (注) 1. 上記支給人数等には、平成23年3月31日をもって退任し、当事業年度中に役員退職慰労金を支給した取締役1名ならびに平成23年6月29日開催の第56回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役2名(うち社外監査役1名)を含んでおります。
当事業年度の年度末時点での在任は、取締役6名及び監査役4名であります。これらのうち、報酬等支給人数は取締役3名及び監査役3名であり、無報酬は社外取締役3名及び社外監査役1名であります。
2. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額150百万円であります。(平成18年6月29日開催の第51回定時株主総会決議)
3. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額50百万円であります。(平成18年6月29日開催の第51回定時株主総会決議)
4. 平成23年6月29日開催の第56回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金として、同年3月末及び同総会終結の時をもって退任した取締役3名に対し75百万円、監査役2名に対し28百万円を支給しております。これらのうち、上記及び過年度の事業報告における役員報酬等の総額には、役員退職慰労金の繰入額として、取締役3名37百万円及び監査役2名10百万円が含まれております。
5. 上記報酬等の額のほか、社外役員が当社親会社又は当社親会社の子会社から受けた役員としての報酬額は28百万円であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者、社外役員の兼職状況

氏名	地位	兼職する法人等	兼職の内容
サンジブ グプタ	取締役	株式会社アプラス 株式会社アプラスパーソナルローン 株式会社新生銀行 新生フィナンシャル株式会社	取締役 取締役 専務執行役員個人部門長 取締役会長
南光院 誠之	取締役	株式会社アプラス 株式会社アプラスパーソナルローン 株式会社新生銀行 新生フィナンシャル株式会社 新生プロパティファイナンス株式会社	取締役 取締役 執行役員コンシューマーファイナンス本部長 取締役 取締役
梅田 正太	取締役	株式会社アプラス 株式会社アプラスパーソナルローン 新生フィナンシャル株式会社 新生カード株式会社 シンキ株式会社	取締役 取締役 代表取締役社長 取締役 取締役
竹内 晃	常勤監査役	株式会社アプラス 株式会社アプラスパーソナルローン 株式会社アプラスインベストメント	監査役 監査役 監査役
宇都宮 加城	監査役	株式会社アプラス 株式会社新生銀行	監査役 コンプライアンス統轄部次長
加藤 文人	監査役	弁護士法人三宅法律事務所	パートナー弁護士

- (注) 1. 株式会社アプラス及び株式会社アプラスパーソナルローンは当社の子会社であり、株式会社アプラスインベストメントは株式会社アプラスの子会社であります。
2. 新生フィナンシャル株式会社は当社の親会社であり、新生カード株式会社及びシンキ株式会社はその子会社であります。
3. 株式会社新生銀行は新生フィナンシャル株式会社の親会社であり、新生プロパティファイナンス株式会社はその子会社であります。

② 社外役員の主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況

氏名	地位	主な活動状況
サンジブ グプタ	取締役	平成23年4月1日から平成24年3月31日までに開催された当社取締役会17回のうち13回に出席し、金融機関業務の経験に基づき、議案審議等に適切な発言・提言を行っております。
南光院 誠之	取締役	社外取締役に就任した平成23年6月29日から平成24年3月31日までに開催された当社取締役会12回のうち12回に出席し、金融機関業務の経験に基づき、議案審議等に適切な発言・提言を行っております。
梅田 正太	取締役	社外取締役に就任した平成23年6月29日から平成24年3月31日までに開催された当社取締役会12回のうち11回に出席し、金融機関業務の経験に基づき、議案審議等に適切な発言・提言を行っております。
竹内 晃	常勤監査役	平成23年4月1日から平成24年3月31日までに開催された当社取締役会17回のうち17回に出席し、また、同期間に開催された当社監査役会15回のうち15回に出席し、常勤監査役として金融機関業務の経験に基づき、議案審議等に適切な発言・提言を行っております。
宇都宮 加城	監査役	平成23年4月1日から平成24年3月31日までに開催された当社取締役会17回のうち16回に出席し、また、同期間に開催された当社監査役会15回のうち14回に出席し、コンプライアンス及び内部統制の観点から適切な発言・提言を行っております。
加藤 文人	監査役	社外監査役に就任した平成23年6月29日から平成24年3月31日までに開催された当社取締役会12回のうち10回に出席し、また、同期間に開催された当社監査役会11回のうち10回に出席し、議案審議等に関し、弁護士 の観点から適切な発言・提言を行っております。

(注) 独立役員の確保状況について、株式会社大阪証券取引所の定めに基づき、当社は外観的に一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、社外監査役である加藤文人氏を指定して同取引所へ届け出ております。

③ 社外役員の報酬等の総額及び当社の親会社又は当社の親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の総額	当社の親会社又は当社の親会社の子会社からの役員報酬等
社外取締役	一名	一百万円	27百万円
社外監査役	3名	24百万円	1百万円
社外役員計	3名	24百万円	28百万円

- (注) 1. 当事業年度の年度末時点での在任は、社外取締役3名及び社外監査役3名であります。これらのうち、無報酬の社外取締役3名及び社外監査役1名が在任しております。
2. 上記支給人数等には、平成23年6月29日開催の第56回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名を含んでおります。
3. 上記報酬等の額のほか、平成23年6月29日開催の第56回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金として、同総会終結のときをもって退任した社外監査役1名に対し、11百万円を支給しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	40百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	123百万円

- (注) 1. 当社の子会社のうち会計監査人設置会社につきましても、有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、監査役会の同意又は請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に上程する方針であります。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月22日開催の取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、ならびにその他業務の適正を確保するために必要な体制の整備を行うにあつての基本方針として「内部統制規程」を制定いたしました。

平成20年10月31日開催の取締役会においてコンプライアンスの推進、財務報告の信頼性を確保するための体制、反社会的勢力排除に向けた体制等を加え同規程を一部改正し、さらに事業持株会社体制への移行に伴い、平成22年3月30日開催の取締役会において事業持株会社体制への移行に即した一部改正を行っております。

以上の内部統制の体制整備に加え、当社グループでは大規模な災害等が生じた場合の業務継続体制確保のため、平成24年4月に、株式会社アプラスにおいて「業務継続体制管理規程」を制定いたしました。

「内部統制規程」、「大規模な災害等が生じた場合の業務継続体制」及び「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況」は次のとおりであります。

■「内部統制規程」（抜粋）

第1条 （目的）

本規程は、取締役会および監査役が、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項、並びに金融商品取引法に基づき、適切な内部統制システムを整備すること、もって、本システムを利用して、取締役の職務の執行が効率的に行われ、かつ監査役の監査が実効的に行われること、また、取締役および従業員（執行役員を含む。以下同じ。）が法令及び定款を遵守してその職務を執行し、会社の業務の適正が確保されることを目的とする。

第2条 （取締役および従業員の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制）

取締役および従業員は、その職務の執行にあつては、別に定める「倫理綱領」並びに「行動規範」を遵守するものとする。

2. 当社は、コンプライアンスの遵守のために、「コンプライアンス規程」を定め、法務およびコンプライアンス専任部署として「コンプライアンス統括部」を設置し、全社的なコンプライアンスの推進を行なうとともに、「コンプライアンス委員会」において、その推進状況ならびに遵守状況を監視するものとする。

3. 「コンプライアンス委員会」の運営に関しては、別に定める規程によるものとする。
4. 当社は、各部署において「コンプライアンス管理者」を任命し、コンプライアンスの徹底を図るものとする。

第3条 (取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理)

取締役は、職務執行に係る情報を、その情報の保存媒体に並び、漏洩等のないよう十分な注意をもって、保存及び管理するものとする。

2. 取締役会または監査役が要求した場合は、取締役は、前項の情報を提示しなければならない。
3. その他、取締役および従業員の職務執行に係る情報の管理については、別途定める「個人情報保護規程」および「情報セキュリティ規程」によるものとする。

第4条 (損失の危険の管理に関する規程および体制)

信用リスクについては、「クレジットポリシー」、その他別に定める規程に基づき、主管する部署が予見されるリスクを分析・評価し、適切な対応を行うものとする。

2. 市場リスク、オペレーショナルリスク、リーガルリスク、災害等、その他のリスク管理体制は、それぞれの対応部署にて別に定める各諸規程類によるものとする。
3. 監査部は各部署毎のリスク管理の運用状況を監査し、その結果をリスク管理体制へ反映させるものとする。

第5条 (取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備するため、取締役の職務の分担、業務分掌、権限委譲並びに経営資源の配分等の検証を通じて、業務の効率性を確保する。これらの体制に関する事項は、別に定める「取締役会規則」のほか「職制規程」、「業務分掌ならびに決裁権限規程」によるものとする。

第6条 (財務報告の信頼性を確保するための体制)

当社は、財務報告の信頼性確保および、金融商品取引法に定める内部統制報告書を有効かつ適正に作成し提出するため、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制を構築する。

- 第7条 (企業集団における業務の適正を確保するための体制)
当社は、当社グループならびに新生銀行グループ全体のリスク管理体制やコンプライアンス体制と整合性を持った業務運営を確保すべく、別に定める主管部署が各グループ各社の経営全般の管理または指導を行う。
2. 当社は当社グループ各社の経営指導・管理に関して、別に定める「子会社・関連会社管理規程」に基づき行うものとする。
- 第8条 (監査役職務を補助すべき使用人)
監査役は、監査の実効性を高め、かつ監査業務を円滑に遂行するために、その職務を補助するための使用人（以下「補助使用人という」）を置くことができる。
- 第9条 (補助使用人の独立性)
補助使用人の人事異動・人事考課・賞罰等に関しては、あらかじめ監査役会の同意を得るものとする。
- 第10条 (監査役への報告に関する体制)
監査役は、監査役会の付属機関である業務監査委員会において、取締役および従業員より職務の執行状況について報告を受ける。
2. 上記に関わらず、取締役および従業員は当社の業務または業務に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。
 3. 取締役および従業員は監査役職務の執行に対して協力し、それを妨げるような行為をしてはならない。
- 第11条 (監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制)
監査役は、その職務の執行のために、必要に応じ会社の費用において社外の弁護士等の専門家を利用することができる。
2. 監査役会は、「業務監査委員会規程」に定める事項を遵守し、監査役は経営執行に関する情報の連携を行う。
 3. 監査役会は、代表取締役と定期的に意見交換会を開催する。
- 第12条 (統制環境・活動)
取締役会は、内部統制システムの整備・運用にあたり適切な機関及び組織を構築し、これらの権限及び職責を明確にすることにより内部統制環境を整備する。
2. 取締役会は、内部統制システムの実効性を図るために「業務分掌ならびに決裁権限規程」等により、取締役会の指示・命令が適切に実行される業務手続を整備する。

第13条 （反社会的勢力排除に向けた体制）

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め組織全体で毅然として対応し、一切の関係を遮断する。

2. 反社会的勢力による被害を防止するための体制について、「倫理綱領」その他別に定める規程等をもって整備するものとする。

第14条 （遵守）

取締役および従業員は、本規程及び本規程に従い制定される各諸規程類を遵守する。

2. 第1項の違反のある場合、またはおそれがあると合理的に思料される場合、各人は、その職業上義務がない場合でも、監査役会または社内および社外に設置した通報窓口に対して、その旨を通知することができる。この通知をした者は、通知をしたことによって、就業条件その他に関して一切の不利益を受けないものとする。

■大規模な災害等が生じた場合の業務継続体制

当社グループでは、大規模な災害、事故その他の当社グループ事業活動に対する中断事由が生じた場合に、重要業務を継続し、以て顧客および社会に対する責務を最大限円滑に遂行する体制確保のため、主たる重要業務を遂行する株式会社アプラスにおいて「業務継続体制管理規程」を制定しております。

同規程に基づき、災害時等における業務継続の体制、手順、権限、責任およびそれらの発動基準等の明確化のため、想定される発生事象ごとの「業務継続計画（Business Continuity Plan：BCP）」の策定を推進し、また、これを実行するための課題・条件の識別と役職員の理解の常時確保のため、教育および定期的な訓練を行うものとしております。

業務継続計画の整備状況や訓練等から識別した課題等については、株式会社アプラス経営会議に報告する体制としております。

■反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況

当社グループでは、「倫理綱領」において「反社会的勢力による被害防止」について定め、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人（いわゆる反社会的勢力）による被害を防止するための基本方針として、次のとおり宣言しております。

- ① 私たちは、反社会的勢力との関係を一切持ちません。
- ② 私たちは、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。
- ③ 私たちは、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。
- ④ 私たちは、反社会的勢力への資金提供や裏取引を行いません。
- ⑤ 私たちは、反社会的勢力の不当要求に対応する役職員の安全を確保します。

反社会的勢力への対応については、「倫理綱領」における「反社会的勢力による被害防止」宣言に基づき、「反社会的勢力による被害防止に関する規程」を定めることにより、具体的な事案が発生した場合の対応・報告の基準を示し、断固として、反社会的勢力との関係を遮断し、排除すること、ならびに、実施にあたって適正な業務運営を確保しております。また反社会的勢力との取引・関与、不当要求行為を受けた場合の具体的な手順および心得等を示した「反社会的勢力への対応マニュアル」を整備するとともに、定期的なモニタリングを行い、反社会的勢力排除に向けた対応の周知徹底を図っております。個別事案に関しては、必要に応じ、警察・顧問弁護士とも連携し、毅然とした対応をとっております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務状況及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額、株式数及び議決権等の比率は、表示単位未満を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流 動 資 産	1,059,705	流 動 負 債	962,994
現金及び預金	89,010	支払手形及び買掛金	20,301
割賦売掛金	339,573	信用保証買掛金	525,966
信用保証割賦売掛金	525,966	短期借入金	146,100
リース投資資産	666	1年以内返済予定の長期借入金	15,181
有価証券	12	短期社債	14,000
繰延税金資産	6,890	リース債務	516
金銭の信託	101,465	未払法人税等	361
その他	24,660	預り金	81,969
貸倒引当金	△ 28,541	債権流動化預り金	121,811
固 定 資 産	37,273	賞与引当金	1,140
有形固定資産	9,732	ポイント引当金	525
建物及び構築物	2,559	割賦利益繰延	27,015
土地	5,080	その他	8,104
その他	2,093	固 定 負 債	48,244
無形固定資産	15,406	長期借入金	35,893
ソフトウェア	12,033	リース債務	162
のれん	3,363	繰延税金負債	134
その他	9	退職給付引当金	882
投資その他の資産	12,134	役員退職慰労引当金	143
投資有価証券	5,498	利息返還損失引当金	10,620
その他	6,635	その他	408
資 産 合 計	1,096,978	負 債 合 計	1,011,238
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	85,640
		資 本 金	15,000
		資 本 剰 余 金	54,916
		利 益 剰 余 金	15,724
		自 己 株 式	△ 0
		その他の包括利益累計額	△ 2
		その他有価証券評価差額金	△ 2
		少 数 株 主 持 分	102
		純 資 産 合 計	85,739
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,096,978

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成23年4月1日)
(至 平成24年3月31日)

科 目	金 額	金 額
営 業 収 益	百万円	百万円
包括信用購入あっせん収益	12,498	
個別信用購入あっせん収益	8,951	
信用保証収益	14,734	
融資収益	16,074	
金融収益	2,997	
(受取利息)	(6)	
(その他)	(2,990)	
その他の営業収益	8,549	63,805
営 業 費 用		
販売費及び一般管理費	53,095	
金融費用	2,306	
(支払利息)	(1,544)	
(その他)	(761)	55,402
営 業 利 益		8,402
営 業 外 収 益		
雑収入	77	77
営 業 外 費 用		
固定資産除却損	22	
雑損	6	29
経 常 利 益		8,451
特 別 損 失		
ソフトウェア除却損	1,901	1,901
税金等調整前当期純利益		6,549
法人税、住民税及び事業税		367
法人税等調整額		845
少数株主損益調整前当期純利益		5,336
少数株主利益		29
当 期 純 利 益		5,307

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成23年4月1日)
(至 平成24年3月31日)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	15,000	63,481	1,851	△ 0	80,333
当 期 変 動 額					
資本剰余金から利益剰余金への振替		△ 8,564	8,564		—
当 期 純 利 益			5,307		5,307
自己株式の取得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	△ 8,564	13,872	△ 0	5,307
当 期 末 残 高	15,000	54,916	15,724	△ 0	85,640

	その他の包括利益累計額	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	△ 29	72	80,375
当 期 変 動 額			
資本剰余金から利益剰余金への振替			—
当 期 純 利 益			5,307
自己株式の取得			△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	27	29	56
当 期 変 動 額 合 計	27	29	5,364
当 期 末 残 高	△ 2	102	85,739

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数…………… 9社
- (2) 主要な連結子会社の名称… 株式会社アプラス
株式会社アプラスパーソナルローン
全日信販株式会社
アルファ債権回収株式会社
- (3) 非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

当連結会計年度末において持分法を適用している会社はありません。

3. 会計処理基準に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - 有価証券
 - その他有価証券
 - ア. 時価のあるもの… 決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。
 - イ. 時価のないもの… 移動平均法による原価法を採用しております。
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
主として、定率法を採用しております。
ただし、東京研修会館の建物および構築物ならびに平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
ア. 自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間（5～8年）に基づく定額法を採用しております。
イ. のれんは、10年間で均等償却を行うこととしております。
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の内容を検討し、必要額を計上しております。
なお、破綻先および実質破綻先に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は93,739百万円であります。
 - ② 賞与引当金
従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

- ③ ポイント引当金
 ポイント制度によりお客さまに付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来の費用負担見込額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金および前払年金費用
 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
 前払年金費用（3,124百万円）は、「投資その他の資産」の「その他」に含めて記載しております。
- ⑤ 役員退職慰労引当金
 役員（執行役員を含む）に対する退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しております。
- ⑥ 利息返還損失引当金
 将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- ① 収益の計上基準
 営業収益の計上は、期日到来基準とし、次の方法によっております。
- ア. アドオン方式契約
 包括信用購入あっせん … 7・8分法により計上する方法
 個別信用購入あっせん … 7・8分法により計上する方法
 信用保証 … 7・8分法により計上する方法
 （保証料契約時一括受領）
 信用保証 … 定額法により計上する方法
 （保証料分割受領）
- イ. 残債方式契約
 包括信用購入あっせん … 残債方式により計上する方法
 個別信用購入あっせん … 残債方式により計上する方法
 信用保証 … 残債方式により計上する方法
 （保証料分割受領）
 融 資 … 残債方式により計上する方法
- (注) 計上方法の内容は次のとおりであります。
1. 上記営業収益の計上方法は、代行手数料収入、利用者手数料収入、貸付利息収入、保証料収入、売上割戻しを対象としております。
 2. 7・8分法とは、手数料総額を分割回数の積数で按分し、各返済期日の到来のつど積数按分額を収益計上する方法であります。
 3. 残債方式とは、元本残高に対して一定率の利率で手数料を算出し、各返済期日のつど算出額を収益計上する方法であります。
- ② 消費税等の会計処理
 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。
 また、固定資産に係る控除対象外消費税等は、「投資その他の資産」の「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

4. 追加情報

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

（連結貸借対照表に関する注記）

1. 担保に供している資産

現金及び預金 60百万円

2. 割賦売掛金を流動化した残高

個別信用購入あっせん債権 27,741百万円

3. 有価証券は、信用保証業務の一環として保有している信託受益権であります。

4. 金銭の信託は、信用保証業務の一環として設定しているものであります。

5. 有形固定資産の減価償却累計額 5,899百万円

6. 偶発債務

保証債務残高のうち債権、債務とみなされない残高 23,094百万円

従業員借入金保証残高 161百万円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 1,524,211,152株

第一回B種優先株式 2,500,000株

D種優先株式 8,500,000株

G種優先株式 13,000,000株

H種優先株式 32,250,000株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成24年6月28日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり提案する予定としております。

株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
D種優先株式	1,754百万円	利益剰余金	206.464円	平成24年3月31日	平成24年6月29日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、ショッピングクレジット事業、カード事業、消費者金融事業などの消費者向けファイナンス事業を行っております。これらの事業を行うため、金融市場の状況や、調達と運用のバランス管理（ALM）などの観点から、銀行借入による間接金融のほか、短期社債の発行や債権流動化による直接金融での資金調達を最大限活用しております。当社グループが保有する金融資産は金利変動を伴わないものが大半となっておりますが、金融負債は金利変動を伴うものが多く含まれているため、ALMによるポートフォリオマネジメントを実施しております。

また、余資運用については安全性・流動性を最優先に取り組んでおり、預金や現先による短期運用の他、知見のある領域における他社の資産または資産担保証券への中長期的な運用を行い、自社の既存業務で構築した審査機能やモニタリング機能の活用を図っております。

当社グループは、クレジットポリシーおよび信用リスク管理にかかる諸規程を整備し、これらに基づいて、個別契約に対する初期与信審査、途上与信審査、信用情報管理、内部格付、延滞債権・問題債権への対応や、加盟店に対する初期・途上管理への対応などの総合的な与信管理に関する体制を構築し、運営しております。

当社グループでは、金融資産および金融負債について、金利の合理的な変動幅を用いた時価に与える影響額を、金利の変動リスクの管理に当たっての定量的分析に利用しております。金利以外のすべてのリスク変数が一定であることを仮定し、平成24年3月31日現在、指標となる金利が10ベース・ポイント（0.1%）上昇したものと想定した場合には、資産の時価が1,132百万円、負債の時価が74百万円減少し、10ベース・ポイント（0.1%）下落したものと想定した場合には、資産の時価が1,144百万円、負債の時価が74百万円増加するものと把握しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）に記載のとおりであります。）。

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
	百万円	百万円	百万円
(1) 現金及び預金	89,010	89,010	—
(2) 割賦売掛金	339,573		
貸倒引当金（*1）	△ 17,366		
割賦利益繰延（*2）	△ 12,158		
	310,048	332,900	22,852
(3) 金銭の信託	101,465	103,184	1,719
(4) 有価証券および投資有価証券 その他有価証券	5,308	5,308	—
資産計	505,832	530,404	24,571
(1) 支払手形及び買掛金	20,301	20,301	—
(2) 短期借入金	146,100	146,100	—
(3) 短期社債	14,000	14,000	—
(4) 預り金および債権流動化預り金	203,781	203,781	—
(5) 長期借入金	51,074	50,828	△ 245
負債計	435,256	435,010	△ 245

(*1) 割賦売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(*2) 割賦売掛金に対応する割賦利益繰延（利用者手数料）を控除しております。

(*3) 上記の他、信用保証割賦売掛金を含む債務保証があり、時価は△3,998百万円であり、ただし、前受保証料19,151百万円を割賦利益繰延として計上しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 割賦売掛金

割賦売掛金に係る利率は変動する要素が限定的であり、種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額から割賦売掛金の管理回収にかかるコストを控除した金額を現在価値に割り引き、当該金額から現在の貸倒見積高を控除して時価を算定しております。なお、時価の算定において、利息返還損失引当金については考慮しておりません。

(3) 金銭の信託

金銭の信託は信用保証業務の一環として設定しているものであり、見積将来キャッシュ・フローの現在価値によっております。

- (4) 有価証券および投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、信託受益権は見積キャッシュ・フローの現在価値または取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 短期借入金
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 短期社債
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 預り金および債権流動化預り金
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 長期借入金
元金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

債務保証

見積将来キャッシュ・フローの金額を現在価値に割り引き、当該金額から現在の貸倒見積高を控除して時価を算定しております。

- (注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額180百万円）ならびに投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（連結貸借対照表計上額22百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券および投資有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	△17円14銭
1 株当たり当期純利益	2円33銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年5月1日

株式会社 アプラスフィナンシャル
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石塚 雅博 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 奥津 佳樹 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アプラスフィナンシャルの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アプラスフィナンシャル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	87,352	流 動 負 債	78,901
	百万円		百万円
現金及び預金	10,372	信用保証買掛金	56,941
信用保証割賦売掛金	56,941	未払金	21,690
未収入金	20,346	未払法人税等	53
その他	524	預り金	215
貸倒引当金	△ 834	その他	0
固 定 資 産	66,107	固 定 負 債	27
投資その他の資産	66,107	役員退職慰労引当金	27
関係会社株式	66,087	負 債 合 計	78,928
その他	20	純 資 産 の 部	
資 産 合 計	153,460	株 主 資 本	74,531
		資本金	15,000
		資本剰余金	54,935
		資本準備金	3,750
		その他資本剰余金	51,185
		利益剰余金	4,595
		その他利益剰余金	4,595
		繰越利益剰余金	4,595
		自己株式	△ 0
		純 資 産 合 計	74,531
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	153,460

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成23年4月1日)
(至 平成24年3月31日)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
営 業 収 益		
信 用 保 証 収 益	775	
金 融 収 益	4,358	
(受 取 配 当 金)	(4,358)	
(そ の 他)	(0)	
そ の 他 の 営 業 収 益	127	5,261
営 業 費 用		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	797	797
営 業 利 益		4,463
営 業 外 収 益		
雑 収 入	9	9
経 常 利 益		4,473
税 引 前 当 期 純 利 益		4,473
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		△ 122
当 期 純 利 益		4,595

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成23年4月1日)
(至 平成24年3月31日)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	自己株式	株主資本計 合
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	百万円 15,000	百万円 3,750	百万円 59,750	百万円 63,500	百万円 △ 8,564	百万円 △ 0	百万円 69,935
当 期 変 動 額							
その他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替			△ 8,564	△ 8,564	8,564		—
当 期 純 利 益					4,595		4,595
自己株式の取得						△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△ 8,564	△ 8,564	13,160	△ 0	4,595
当 期 末 残 高	15,000	3,750	51,185	54,935	4,595	△ 0	74,531

	純資産合計
当 期 首 残 高	百万円 69,935
当 期 変 動 額	
その他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替	—
当 期 純 利 益	4,595
自己株式の取得	△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	
当 期 変 動 額 合 計	4,595
当 期 末 残 高	74,531

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式…移動平均法による原価法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の内容を検討し、必要額を計上しております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は404百万円であります。

(2) 役員退職慰労引当金

役員（執行役員を含む）に対する退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。

3. 収益の計上基準

信用保証収益は、期日到来基準とし、元本残高に対して一定率の料率で保証料を算出し、各返済期日のつど算出額を収益計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

また、固定資産に係る控除対象外消費税等は、「投資その他の資産」の「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

5. 追加情報

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 偶発債務
重量的債務引受による債務 120,744百万円
2. 関係会社に対する金銭債権・債務
金 銭 債 権 29,581百万円
金 銭 債 務 21,692百万円

(損益計算書に関する注記)

- 関係会社との取引高
営 業 取 引 高 4,471百万円
営 業 収 益 6百万円
営 業 費 用
上記の他、「関連当事者との取引に関する注記」に記載の取引があります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

- 当事業年度末における自己株式の数
普 通 株 式 2,589株

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社および法人主要株主等
該当事項はありません。

2. 子会社および関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱アプラス	所有 直接 100.0%	役員の兼任 業務委託	—	百万円	—	—
				—	—	未収入金	18,997
				資金の貸付	77,500	未払金	21,623
—	—	—	資金の回収	77,500	—	—	

取引条件および取引条件の決定方針等

- (1) 集金業務委託等にかかる未収入金ならびに金融機関への支払業務委託等にかかる未払金であります。
- (2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して交渉の上、決定しております。
なお、担保の提供は受けておりません。
3. 兄弟会社等
該当事項はありません。
4. 役員および個人主要株主等
該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 △24円42銭
1株当たり当期純利益 1円86銭

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年5月1日

株式会社 アプラスフィナンシャル
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石塚 雅博 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥津 佳樹 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アプラスフィナンシャルの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月7日

株式会社アプラスフィナンシャル 監査役会

常勤監査役 竹内 晃 ㊟

監査役 佐藤 正樹 ㊟

監査役 宇都宮 加城 ㊟

監査役 加藤 文人 ㊟

(注) 常勤監査役竹内晃、監査役宇都宮加城、監査役加藤文人は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

第57回定時株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の配当政策は、財務体質の強化及び将来の事業展開、当社を取り巻く事業環境を総合的に勘案し、中長期的な視点に立って株主の皆さまへ利益還元を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、第2号議案「定款一部変更の件」において条件変更を予定しておりますD種優先株式に対し、累積未払配当金を含め、発行条件に則り配当を実施いたしたいと存じますが、普通株式、B種優先株式、G種優先株式及びH種優先株式に対する配当につきましては、内部留保により財務基盤の一層の強化を図るため、誠に遺憾ながら無配とさせていただきますのでございます。

何卒倍旧のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

D種優先株式 1株につき 206円46銭4厘 総額 1,754,944,000円

3. 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成24年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）に対応するため、定款第2条の事業目的を一部変更するものであります。

（変更定款案第2条）

- (2) 全国証券取引所が、投資家の利便性向上を図るため売買単位を100株へ集約することを目的に公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、単元株式数を500株から100株に変更するものであります。

なお、単元株式数の変更は平成24年7月1日をもって効力が生ずるものとします。

（変更定款案第8条、第12条の2、第12条の3、第12条の4及び附則）

- (3) 株式会社新生銀行との業務・資本提携直後の平成17年2月28日に発行されたD種優先株式につきましては、発行から7年が経過し、これまで年率4%であった配当率が平成24年4月以降は増加することや、未払配当金が将来にわたり繰り越される累積型であることなど、配当条件などにおいて他の優先株式とは異なる特徴を有しております。

D種優先株式を発行して以降の事業環境は、貸金業法や割賦販売法などの業法改正や、決済手段の多様化に伴う業界内の競争激化など、急速に変化してまいりました。また、金融資本市場におきましても、米国のサブプライム問題に端を発した世界的な金融危機や、依然動揺が続く欧州債務問題などの影響により、不透明感のより強い状況となってまいりました。

当社グループにおきましては、株式会社新生銀行を中心とする安定的な資本構成のもと、業法改正に対応し、事業構造の抜本的な転換にいち早く取り組み、主力のクレジットカード事業やショッピングクレジット事業を中心に、安定的な事業基盤の構築に努め、一定の成果を挙げてまいりました。

今後につきましても、安定した事業基盤をベースに、既存の事業を複合的に発展させる形で、新たなビジネスモデルの構築に努める所存であります。そのためには、財務基盤の一層の強化を図ることが必要と判断し、D種優先株式の条件を見直し、現在の事業環境に即した内容に変更するものであります。また、D種優先株式の条件変更に伴う所要の変更及び誤字の訂正を行うものであります。

なお、本議案は、普通株主様、B種優先株主様、D種優先株主様、G種優先株主様及びH種優先株主様による各種類株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることを条件とします。
(変更定款案第12条、第12条の2、第12条の3、第12条の4及び第12条の5)

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第2条 (目 的) 当社は、下の事業を営むことを目的とする。 1.～7. (省略) 8. <u>前払式証券の規制等に関する法律(平成元年法律第九十二号)第2条第4項に規定する自家発行型前払式証券を発行する業務若しくは同条第5項に規定する第三者発行型前払式証券を発行する業務又はこれらの証券を販売する業務。</u> 9.～15. (省略)	第2条 (目 的) 当社は、下の事業を営むことを目的とする。 1.～7. (現行のとおり) 8. <u>自家型及び第三者型前払式支払手段の発行及び販売業務。</u> 9.～15. (現行のとおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第8条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、全部の種類 の株式について、 <u>500株</u> とする。	第8条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、全部の種類 の株式について、 <u>100株</u> とする。
第 2 章 の 2 優 先 株 式	第 2 章 の 2 優 先 株 式
第12条 (B種優先株式) (省略) (B種優先配当金) 1. 当社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式又は普通登録株式質権者に先立ち、1株につき年100円を限度としてB種優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額の期末配当(以下「B種優先配当金」という。)を行う。 ②～③ (省略) 2.～10. (省略)	第12条 (B種優先株式) (現行のとおり) (B種優先配当金) 1. 当社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、1株につき年100円を限度としてB種優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額の期末配当(以下「B種優先配当金」という。)を行う。 ②～③ (現行のとおり) 2.～10. (現行のとおり)

現行定款	変更定款案
<p>第12条の2 (D種優先株式) (省略) (D種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているD種優先株式を有する株主（以下「D種優先株主」という。）又はD種優先株式の登録株式質権者（以下「D種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主若しくは普通株式の登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、G種優先株式を有する株主（以下「G種優先株主」という。）若しくはG種優先株式の登録株式質権者（以下「G種優先登録株式質権者」という。）及びH種優先株式を有する株主（以下「H種優先株主」という。）若しくはH種優先株式の登録株式質権者（以下「H種優先登録株式質権者」という。）又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式（以下上記普通株式及び各種類株式を総称して「D種優先株式に劣後する株式」という。）に先立ち、本項第4号の金額の期末配当（以下「D種優先配当金」という。）を行う。</p> <p>②～③ (省略)</p> <p>④ 2005年3月31日に終了する事業年度に関しては、1株につきD種優先配当金として2,000円（以下「D種清算価値」という。）に4%を乗じた金額に、当該D種優先株式の発行日（同日を含む。）から2005年3月31日（同日を含む。）までの実日数で日割計算（365日）して算出された金額を支払う。 2005年4月1日（同日を含む。）から2012年3月31日（同日を含む。）までの間に終了する各事業年度に関しては、1株につきD種優先配当金として、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、D種清算価値と累積未払配当金額との合計額の4%に相当する額を支払うものとする。</p>	<p>第12条の2 (D種優先株式) (現行のとおり) (D種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているD種優先株式を有する株主（以下「D種優先株主」という。）又はD種優先株式の登録株式質権者（以下「D種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主若しくは普通株式の登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式（ただし、G種優先株式及びH種優先株式を除く。以下上記普通株式及び各種類株式を総称して「D種優先株式に劣後する株式」という。）に先立ち、本項第4号の金額の期末配当（以下「D種優先配当金」という。）を行う。</p> <p>②～③ (現行のとおり)</p> <p>④ 2005年3月31日に終了する事業年度に関しては、1株につきD種優先配当金として2,000円（以下「D種清算価値」という。）に4%を乗じた金額に、当該D種優先株式の発行日（同日を含む。）から2005年3月31日（同日を含む。）までの実日数で日割計算（365日）して算出された金額を支払う。 2005年4月1日（同日を含む。）から2012年3月31日（同日を含む。）までの間に終了する各事業年度に関しては、1株につきD種優先配当金として、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、D種清算価値と累積未払配当金額との合計額の4%に相当する額を支払うものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>2012年4月1日以降に終了する各事業年度に関しては、<u>各事業年度の1株につきD種優先配当金として、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、D種清算価値と累積未払配当金額との合計額にD種優先株式増加配当率（以下に定義）を乗じて算出される額に相当する金額を支払うものとする。</u></p>	<p><u>2012年4月1日（同日を含む。）から2019年3月31日（同日を含む。）までの間に終了する各事業年度（ただし、2013年3月31日（同日を含む。）に終了する事業年度を除く。）に関しては、1株につきD種優先配当金として、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、D種清算価値に1.5%を乗じて算出される額に相当する金額を支払うものとする。</u></p> <p><u>2013年3月31日（同日を含む。）に終了する事業年度に関しては、1株につきD種優先配当金として、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、D種清算価値に2.313%を乗じて算出される額に相当する金額を支払うものとする。</u></p> <p>2019年4月1日以降に終了する各事業年度に関しては、1株につきD種優先配当金として、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、D種清算価値にD種優先株式増加配当率（以下に定義）を乗じて算出される額に相当する金額を支払うものとする。</p>

現行定款	変更定款案
<p>「D種優先株式増加配当率」の定義は、(i)直近の4月1日及び10月1日(ただし、該当日がロンドンにおいて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ当該レートが存在する日(以下「ロンドン営業日」という。))でない場合には翌ロンドン営業日のロンドン時間午前11時現在の円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(6ヶ月円LIBOR(360日ベース))としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ(取得できない場合は代替ページ)に表示される各数値の平均値、(ii)4%からD種優先株式発行日の2東京営業日(東京において、銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。)前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systemsスクリーン17143ページに表示される期間7年に対応するスワップ・レート(以下かかるスワップ・レートを「D種発行日スワップレート」という。))を差し引いた率及び(iii)1.5%を合計した率とする。D種優先株式増加配当率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p>	<p>「D種優先株式増加配当率」の定義は、(i)直近の4月1日及び10月1日(ただし、該当日がロンドンにおいて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ<u>関連するレートが取得可能な日</u>(以下、本項において「ロンドン営業日」という。))でない場合には翌ロンドン営業日のロンドン時間午前11時現在のユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR 6ヶ月物(360日ベース))としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ(又はその承継ページ)に表示される各数値の平均値、(ii)1.5%からD種優先株式条件変更日(以下に定義)の2東京営業日(東京において、銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。)前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ(又はその承継ページ)に表示される期間7年に対応するスワップ・レート(当日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)<u>を取得できない場合には、当該レートを取得できる直後の東京営業日における当該レートとする。</u>) (以下かかるスワップ・レートを「D種発行日スワップ・レート」という。))を差し引いた率及び(iii)1.5%を合計した率とする。D種優先株式増加配当率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p>

現行定款	変更定款案
<p>(累積条項)</p> <p>2. ある事業年度において、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がD種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積するものとする。 <u>累積未払配当金はD種優先配当金及びD種優先株式に劣後する株式に先立って支払われるものとする。</u></p> <p>3. (省略)</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>4. 当会社の残余財産を分配するときは、D種優先株式に劣後する株式の株主若しくは登録株式質権者に先立ち、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、D種優先株式1株につき1株当たりのD種優先株式取得価格(第9項に定義する。)を支払う。</p>	<p>(非累積条項)</p> <p>2. ある事業年度において、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がD種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しないものとする。</p> <p>3. (現行のとおり)</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>4. 当会社の残余財産を分配するときは、D種優先株式に劣後する株式の株主若しくは登録株式質権者に先立ち、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、D種優先株式1株につき(i)D種清算価値、(ii)D種最終配当金額(以下に定義)、及び(iii)2019年3月31日以前に残余財産の分配が行われる場合には、D種早期取得費(以下に定義)を合計した額に相当する額を支払う。ただし、本項の目的上、D種最終配当金額及びD種早期取得費の定義中、「取得日」を「残余財産の分配が行われる日」と読み替えるものとする。</p>
<p>② (省略)</p> <p>(議決権)</p> <p>5. D種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、D種優先株主は、定時株主総会に優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会のみならず、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときから、優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまでD種優先株式500株あたり1議決権を有する。</p> <p>② 当会社は、法令の定めに従い、毎年定時株主総会に、D種優先株式の優先配当の支払いに関する議案を提出するものとする。</p> <p>6. ~7. (省略)</p>	<p>② (現行のとおり)</p> <p>(議決権)</p> <p>5. D種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、D種優先株主は、定時株主総会に優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会のみならず、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときから、優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまでD種優先株式100株あたり1議決権を有する。 (削除)</p> <p>6. ~7. (現行のとおり)</p>

現行定款	変更定款案
<p>(D種優先株式の取得請求権及び引換えに交付される普通株式)</p> <p>8. D種優先株主は、2012年4月1日ならびにこれ以降の各年の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日(以下本項において「取得日」という。)において、下記条件により、その有するD種優先株式を当社が取得し、これと引換えに、当社の普通株式を交付するよう請求することができる。</p> <p>② 前号の請求により、D種優先株式を当社が取得し、これと引換えに当社が当該株主に交付すべき当社の普通株式数は、D種優先株主が取得請求のために提出したD種優先株式のD種清算価値の総額をその時点で有効なD種優先株式交付価額で除した数とする。ただし、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整は行わない。</p>	<p>(D種優先株式の取得請求権及び引換えに交付される普通株式)</p> <p>8. D種優先株主は、2015年6月1日以降いつでも、下記条件により、その有するD種優先株式を当社が取得し、これと引換えに、当社の普通株式を交付するよう請求することができる。</p> <p>② 前号の請求により、D種優先株式を当社が取得し、これと引換えに当社が当該株主に交付すべき当社の普通株式数は、D種優先株主が取得請求のために提出したD種優先株式のD種清算価値の総額をその時点で有効なD種優先株式交付価額(以下に定義)で除した数とする。ただし、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整は行わない。</p>

現行定款	変更定款案
<p>(1) D種優先株式交付価額取得日における交付価額は、当該取得日に先立つ45取引日に始まる連続する30取引日の大阪証券取引所における普通株式の取引日（以下本項において「算出期間」という。）における各取引日の出来高加重平均価格（以下「VWAP価格」という。）として大阪証券取引所において公表される価格（大阪証券取引所においてVWAP価格が公表されない場合には、当該取引日の東京時間の午後3時から4時の間にブルームバーグL.P.が提供する普通株式のVWAP価格とし、かかるVWAP価格が当該取引日に提供されない場合には、当該取引日の大阪証券取引所における普通株式の終値（気配表示を含む。）とする（以下VWAP価格及びこれに代替する数値を「参照価格」という。））の単純平均価格に相当する金額とする（以下「D種優先株式交付価額」という。）。ただし、D種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p>	<p>(1) D種優先株式交付価額当初のD種優先株式交付価額は、当会社にD種優先株式の条件変更を認める当社の定款の変更を株主が決議した日（2012年6月28日、本条において「D種優先株式条件変更日」という。）の直前の取引日の大阪証券取引所における普通株式の終値（気配表示を含む。）とする（以下「D種優先株式交付価額」という。）。ただし、D種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p>

現行定款	変更定款案
<p>(2) 参照価格の調整 (イ) <u>上記D種優先株式交付価額の算出にあたっては、算出期間の初日（同日を含む。）から関連する取得日（同日を含む。）までの期間（以下「調整期間」という。）において、下記の公式で計算すると参照価格が下落することとなる対価で、当社が普通株式を発行若しくは交付した、あるいは本号(2)（ロ）に従い発行若しくは交付したとみなされるときにはいつでも（株式分割の場合はこれに含まれるが、発行済みの新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）若しくは取得させることのできる証券（権利）を行使した時点での普通株式の発行は除外される。）、D種優先株式交付価額の計算に先立ち、かかる発行若しくは交付以前の当該調整期間にかかる各取引日の参照価格は以下のように引き下げられるものとする（以下「調整後参照価格」という。）。調整後参照価格は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> $\text{調整後参照価格} = \text{調整前参照価格} \times \frac{\text{発行前のみなし発行済普通株式数} + \frac{\text{当社の受領対価}}{\text{時価}}}{\text{発行後のみなし発行済普通株式数}}$ <p>「みなし発行済普通株式数」とは、完全希薄化後（上記のとおり、調整期間中に発行若しくは交付される、又はそのようにみなされる当社の普通株式も含む。）の発行済普通株式数（普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利がすべて、当時は行使可能だったものとして計算される。）を意味するものとするが、当社あるいはその完全子会社の勘定で所有あるいは保有されている普通株式は一切含まれないものとする。</p>	<p>(2) D種優先株式交付価額の調整 (イ) <u>下記の公式で計算するとD種優先株式交付価額が下落することとなる対価で、当社が普通株式を発行若しくは交付した、あるいは本号(2)（ロ）に従い発行若しくは交付したとみなされるときにはいつでも（株式分割の場合はこれに含まれるが、発行済みの新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることのできる証券（権利）、その他同様の権利を行使した時点での普通株式の発行は除外される。）、D種優先株式交付価額の計算に先立ち、D種優先株式交付価額は以下のように引き下げられるものとする（以下「調整後D種優先株式交付価額」という。）。調整後D種優先株式交付価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> $\text{調整後D種優先株式交付価額} = \frac{\text{調整前D種優先株式交付価額}}{\text{交付価額}} \times \frac{\text{発行又は交付前のみなし発行済普通株式数} + \frac{\text{当社の受領対価}}{\text{時価}}}{\text{発行又は交付後のみなし発行済普通株式数}}$ <p>「みなし発行済普通株式数」とは、完全希薄化後の発行済普通株式数（普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利がすべて、当時は行使可能だったものとして計算される。）を意味するものとするが、当社あるいはその完全子会社の勘定で所有あるいは保有されている普通株式は一切含まれないものとする。</p>

現行定款	変更定款案
<p>「当会社の受領対価」とは、該当する当会社の普通株式の発行若しくは交付により、当会社の普通株式の対価として当会社が受け取った、あるいは受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を、さらに、普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利を発行若しくは交付した場合には、それらの行使により、当会社が受け取った、あるいは受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味するものとする。</p> <p>「時価」とは、(i)普通株式が市場で取引されている場合には、時価の決定日に先立つ45取引日に始まる30取引日の大阪証券取引所における普通株式の毎日の1株当たり終値（気配表示を含む。）の単純平均価格（終値のない日は除く。）、(ii)普通株式が市場で取引されていない場合には、当会社の取締役会が誠意をもって決定する普通株式の公正な時価を意味するものとする。単純平均価格は円位未満小数第2位まで計算され、その小数第2位は四捨五入される。</p>	<p>「当会社の受領対価」とは、該当する当会社の普通株式の発行若しくは交付により、当会社の普通株式の対価として当会社が受け取った、あるいは受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を、さらに、普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利を発行若しくは交付した場合には、それらの行使により、当会社が受け取った、あるいは受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味するものとする。</p> <p>「時価」とは、(i)普通株式が市場で取引されている場合には、<u>調整後D種優先株式交付価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日の大阪証券取引所における普通株式の毎日の1株当たり終値（気配表示を含む。）の単純平均価格（終値のない日は除く。）、(ii)普通株式が市場で取引されていない場合には、当会社の取締役会が誠意をもって決定する普通株式の公正な時価を意味するものとする。単純平均価格は円位未満小数第2位まで計算され、その小数第2位は四捨五入される。</u></p>

現行定款	変更定款案
<p>(ロ) 新株予約権の発行 当社が普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、その他同様の権利を発行、若しくは交付する場合、かかる発行若しくは交付を、当該新株予約権、その他同様の権利を行使により発行可能若しくは交付可能な普通株式の発行若しくは交付であるときみなし、これらの権利により当初条件に従い発行若しくは交付可能な数の当社の普通株式が、かかる新株予約権、あるいはその他同様の権利の発行日若しくは交付日に発行若しくは交付されたものとみなす。</p> <p>(ハ) 株式分割 株式分割によって普通株式が発行された場合、上記参照価格の調整に関しては、かかる株式分割により株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日に当該普通株式が発行されたものとみなされるものとする。</p> <p>(ニ) 配当その他の分配 当社が、調整期間中に、普通株式に関し、配当を支払若しくは普通株主に対してそのほかの分配を行った場合(ただし、本項において該当しないとされる株式分割及び株式配当を除く。)、D種優先株式取得価額はかかる配当の1株あたり金額(若しくは現金以外による配当若しくは分配の場合において、当社の取締役会で合理的に決定された当該配当及び分配の1株あたりの公正市場価格)に相当する額を減額する。</p>	<p>(ロ) 新株予約権の発行 当社が普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、その他同様の権利を発行、若しくは交付する場合、かかる発行若しくは交付を、当該新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、又はその他同様の権利を行使により発行可能若しくは交付可能な普通株式の発行若しくは交付であるときみなし、これらの権利により当初条件に従い発行若しくは交付可能な数の当社の普通株式が、かかる新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、又はその他同様の権利の発行日若しくは交付日に発行若しくは交付されたものとみなす。</p> <p>(ハ) 株式分割 株式分割によって普通株式が発行された場合、上記D種優先株式交付価額の調整に関しては、かかる株式分割により株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日に当該普通株式が発行されたものとみなされるものとする。</p> <p>(ニ) 配当その他の分配 当社が、普通株式に関し、配当を支払若しくは普通株主に対してそのほかの分配を行った場合(ただし、本項において該当しないとされる株式分割及び株式配当を除く。)、D種優先株式交付価額はかかる配当の1株あたり金額(若しくは現金以外による配当若しくは分配の場合において、当社の取締役会で合理的に決定された当該配当及び分配の1株あたりの公正市場価格)に相当する額を減額する。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(ホ) その他取締役会が定める調整本項(2)(イ)で規定されている調整に加え、(i)合併、減資、自己株式の取得、普通株式の併合、(ii)普通株式数の変更、あるいは普通株式数の変更の可能性を生じさせる事由の発生、(iii)参照価格を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後参照価格の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合のうちいずれかが発生した場合には、当会社の取締役会が適当と判断する参照価格に調整されるものとする。</p> <p>(ハ) 解釈 この本項に不明瞭な点がある場合、又は取得価額が調整されることとされていない何らかの事由に関連して当会社の取締役会が参照価格の調整することが公正であると誠意をもって考える場合、当会社の取締役会は、この本項の目的に照らし、公平かつ均衡であると妥当に判断したときに参照価格を調整する権利を有するものとする。</p>	<p>(ホ) その他取締役会が定める調整本項(2)(イ)乃至(ニ)で規定されている調整に加え、(i)合併、減資、自己株式の取得、普通株式の併合、(ii)普通株式数の変更、あるいは普通株式数の変更の可能性を生じさせる事由の発生、(iii)D種優先株式交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後D種優先株式交付価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合のうちいずれかが発生した場合には、当会社の取締役会が適当と判断するD種優先株式交付価額に調整されるものとする。</p> <p>(ハ) 解釈 この本項に不明瞭な点がある場合、又はD種優先株式交付価額が調整されることとされていない何らかの事由に関連して当会社の取締役会がD種優先株式交付価額を調整することが公正であると誠意をもって考える場合、当会社の取締役会は、この本項の目的に照らし、公平かつ均衡であると妥当に判断したときにD種優先株式交付価額を調整する権利を有するものとする。</p>

現行定款	変更定款案
<p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>(当会社による取得条項)</p> <p>9. <u>当会社は、2010年4月1日(同日を含む。)</u>以降随時、取締役会の決議により定める日(以下本項において「取得日」という。)をもって、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みD種優先株式の全て若しくは一部を取得し、当該取得と引換えにD種優先株式1株につき、D種優先株式取得価格(以下に定義)相当額の金銭を交付することができる。</p>	<p>(当会社の普通株式を対価とする取得条項)</p> <p>9. <u>当会社は、2015年6月1日(同日を含む。)</u>から2017年5月31日(同日を含む。)までの期間、当会社の取締役会決議により定める日をもって、D種優先株主及びD種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みD種優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えにD種優先株式のD種清算価値の総額をその時点で有効なD種優先株式交付価額で除した数の当会社の普通株式を交付することができる。ただし、当会社の普通株式の時価(上記通知の送付日付で前項第2号②(イ)に定めるところに従い計算されたもの。)がその時点で有効なD種優先株式交付価額の150%を上回った場合に限る。また、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。</p> <p>② D種優先株式の一部につき、本項に基づく取得を行う場合は、按分比例(端数については抽選)により行う。</p> <p>(当会社による取得条項)</p> <p>10. <u>当会社は、いつでも(ただし、2017年6月1日以降に限る。)</u>、取締役会の決議により定める日(以下本項において「取得日」という。)をもって、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みD種優先株式の全て若しくは一部を取得し、当該取得と引換えにD種優先株式1株につき、D種優先株式取得価格(以下に定義)相当額の金銭を交付することができる。</p>

現行定款	変更定款案
<p>「D種優先株式取得価格」は、(i)D種清算価値、(ii)取得の対象となるD種優先株式にかかる累積未払配当金、(iii)最終配当金額（以下に定義）及び(iv)2012年3月31日以前に取得が行われる場合においては、D種早期取得費（以下に定義）を合計した額に相当する額とする。</p> <p>「最終配当金額」とは、(i)2012年3月31日以前においては、D種清算価値に4%を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日（同日を含む。）までの実日数で日割計算（365日）した金額、又は、(ii)2012年4月1日以降においては、D種清算価値にその時点で有効なD種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日（同日を含む。）までの実日数で日割計算（365日）した金額に相当する金額を意味する。ただし、上記(i)又は(ii)で特定された金額からは、かかる最終配当金額が計算される事業年度において支払われた全ての中間配当金額が差し引かれるものとする。</p>	<p>「D種優先株式取得価格」は、(i)D種清算価値、(ii)D種最終配当金額（以下に定義）及び(iii)2019年3月31日以前に取得が行われる場合においては、D種早期取得費（以下に定義）を合計した額に相当する額とする。</p> <p>「D種最終配当金額」とは、(i)取得日が2019年3月31日以前に開始する事業年度に属する場合は、D種清算価値に1.5%を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日（同日を含む。）までの実日数で日割計算（365日）した金額、又は、(ii)取得日が2019年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合は、D種清算価値にその時点で有効なD種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日（同日を含む。）までの実日数で日割計算（365日）した金額に相当する金額を意味する。ただし、上記(i)又は(ii)で特定された金額からは、かかるD種最終配当金額が計算される事業年度において支払われた全てのD種優先中間配当金額が差し引かれるものとする。</p>

現行定款	変更定款案
<p>「D種早期取得費」とは、 (i) D種清算価値に、(ii) D種発行日スワップレートから取得日の5東京営業日前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート (T.S.R.) として Telerate Systems スクリーン17143ページに表示される、取得日から2012年3月31日までの期間 (本項において「取得費計算期間」という。) に対応するスワップレート (取得日が2011年4月1日以降の場合には、当該取得日の5ロンドン営業日前のロンドン時間午前11時現在の円貨ロンドン・インター・バンク・オフワード・レート (円LIBOR (360日ベース)) として、Telerate Systems スクリーン3750ページ (取得できない場合は代替ページ) に表示される数値とする。) (対応する期間がない場合は線形補完で計算したレートとする。) を減じた率 (ただし、かかる計算の結果が0以下の場合には、当該計算によって得られた率は0とする。) を乗じた額に、(iii) 取得日から2012年3月31日 (同日を含む。) までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する額とする。なお、D種優先株式取得価格、最終配当金額及びD種早期取得費は円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> <p style="text-align: center;">② (省略)</p>	<p>「D種早期取得費」とは、 (i) D種清算価値に、(ii) D種発行日スワップ・レートから取得日の5東京営業日前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート (T.S.R.) として Telerate Systems スクリーン17143ページ (又はその承継ページ) に表示される、取得日から2019年3月31日までの期間 (以下、本項において「取得費計算期間」という。) に対応するスワップ・レート (当日の東京時間午前10時現在の当該スワップ・レートを取得できない場合には、当該レートを取得できる直前の東京営業日における当該レートとする。) (取得日が2018年4月1日以降の場合には、当該取得日の5ロンドン営業日前のロンドン時間午前11時現在のユーロ円ロンドン・インター・バンク・オフワード・レート (円LIBOR (360日ベース)) として、Telerate Systems スクリーン3750ページ (又はその承継ページ) に表示される、取得費計算期間に対応する数値とする。) (対応する期間がない場合は線形補完で計算したレートとする。) を減じた率 (ただし、かかる計算の結果が0以下の場合には、当該計算によって得られた率は0とする。) を乗じた額に、(iii) 取得日から2019年3月31日 (同日を含む。) までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する額とする。なお、D種優先株式取得価格、D種最終配当金額及びD種早期取得費は円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> <p style="text-align: center;">② (現行のとおり)</p>

現行定款	変更定款案
<p>(株主による取得請求)</p> <p>10. 株式会社新生銀行ならびにその子会社及び関係会社により合計で当会社の50%超の発行済普通株式が所有されないこととなった場合、D種優先株主は、D種優先株式の全部を当会社が取得するよう、当会社に対し請求することができる。</p> <p>② 前号にかかる取得価格は、1株につき当該請求によって行われるD種優先株式の取得の取得日に有効なD種優先株式取得価格に相当する額とする。</p> <p>(株主による取得請求及び当該取得と引換えに交付される普通株式又は金銭)</p> <p>11. 当会社の、ある事業年度末若しくは第2四半期末における純資産額が560億円を下回り、かかる事実を示す当該事業年度末若しくは第2四半期末における財務諸表が決算短信若しくは第2四半期決算短信において公表された場合には、D種優先株主は、当該財務諸表の公表後30日以内、又は、当該事業年度末若しくは第2四半期末から90日以内に決算短信若しくは第2四半期決算短信が公表されなかった場合には、当該90日の経過後30日以内（以下本項において上記各期間を「請求期間」という。）に、当会社に対して通知をすることにより、当会社に対して、法律によって許容される範囲で、当会社の選択により(i)D種優先株式を取得し当該取得と引換えに普通株式を交付すること、又は(ii)D種優先株式を取得し当該取得と引換えに金銭を交付することを請求することができる。</p>	<p>(株主による取得請求権)</p> <p>11. 株式会社新生銀行ならびにその子会社及び関係会社により合計で当会社の50%超の発行済普通株式が所有されないこととなった場合、D種優先株主は、D種優先株式の全部を当会社が取得するよう、当会社に対し請求することができる。</p> <p>② 前号にかかる取得価格は、1株につき当該請求によって行われるD種優先株式の取得日に有効なD種優先株式取得価格に相当する額とする。</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更定款案
<p>② 前号(i)により普通株式が交付される場合は、本条第8項の取得日を請求期間満了後16営業日以内に当会社の取締役会で定める日と読替えて算出されるD種優先株式交付価額で、請求されたD種優先株式のD種清算価値の総額を除いて得られる数の当会社の普通株式を交付するものとする。ただし、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整を行わない。</p> <p>③ 第1号(ii)によりD種優先株式が当会社により取得され当該取得と引換えに金銭が交付される場合には、当該D種優先株式の取得と引換えに請求期間満了後16営業日以内に当会社の取締役会で定める日におけるD種優先株式取得価格相当額の金銭が交付されるものとする。この場合、取得請求されたD種優先株式の一部について金銭の交付をするときは、D種優先株式の持株比率に応じた按分比例方式（端数について抽選）により行い、金銭の交付がなされない部分については、当該取得と引換えに前号に従って算出される数の普通株式が交付されるものとする。</p> <p>12. (省略)</p>	<p>12. (現行のとおり)</p>

現行定款	変更定款案
<p>第12条の3 (G種優先株式) (省略) (G種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式及びH種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式及びH種優先株式を除く種類株式を総称して「G種優先株式に劣後する株式」という。)を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当(以下「G種優先配当金」という。)を行う。ただし、本条第4項に定めるG種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のG種優先配当金の支払いは、G種優先中間配当金を差し引いた額による。</p> <p>② (省略)</p> <p>2. ~5. (省略) (議決権)</p> <p>6. G種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、G種優先株主は、定時株主総会にG種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときは当該総会の時から、G種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該総会の終結の時から、G種優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまでG種優先株式500株あたり1議決権を有する。</p> <p>7. (省略)</p>	<p>第12条の3 (G種優先株式) (現行のとおり) (G種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株式を有する株主(以下「G種優先株主」という。) 又はG種優先株式の登録株式質権者(以下「G種優先登録株式質権者」という。)に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式及びH種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式及びH種優先株式を除く種類株式を総称して「G種優先株式に劣後する株式」という。)を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当(以下「G種優先配当金」という。)を行う。ただし、本条第4項に定めるG種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のG種優先配当金を差し引いた額による。</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>2. ~5. (現行のとおり) (議決権)</p> <p>6. G種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、G種優先株主は、定時株主総会にG種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときは当該総会の時から、G種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該総会の終結の時から、G種優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまでG種優先株式100株あたり1議決権を有する。</p> <p>7. (現行のとおり)</p>

現行定款	変更定款案
<p>(G種優先株式の取得)</p> <p>8. 当社は、<u>D種優先株式の発行済み株式総数が0となった時以降</u>いつでも、G種優先株式を取得することができる。</p> <p>9.～10. (省略)</p> <p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>11. 当社は、<u>D種優先株式の発行済み株式総数が0となった日以降</u>いつでも(ただし、2013年4月1日以降に限る。)、当社の取締役会の決議により定める日(以下、本項において「取得日」という。)をもって、G種優先株主及びG種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みG種優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えにG種優先株式1株につき、G種優先株式取得価格(以下に定義)相当額の金銭を交付することができる。</p> <p>「G種優先株式取得価格」とは、(i)G種清算価値、(ii)G種最終配当金額(以下に定義)、及び(iii)2015年3月31日以前に取得が行われる場合においては、G種早期取得費(以下に定義)を合計した額に相当する額を意味する。</p> <p>「G種最終配当金額」とは、(i)取得日が2015年3月31日以前に開始する事業年度に属する場合は、G種清算価値に1.5%を乗じた金額を、当該事業年度の初日から取得日(同日を含む。)までの実日数で日割計算した金額、又は(ii)取得日が2015年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合は、G種清算価値にその時点で有効なG種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの日数で日割計算した金額に相当する額を意味する。ただし、上記(i)又は(ii)により計算された金額から、取得日が属する事業年度において支払われた全てのG種優先中間配当金の額が差し引かれるものとする。</p>	<p>(G種優先株式の取得)</p> <p>8. 当社は、いつでも、G種優先株式を取得することができる。</p> <p>9.～10. (現行のとおり)</p> <p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>11. 当社は、いつでも(ただし、2013年4月1日以降に限る。)、当社の取締役会の決議により定める日(以下、本項において「取得日」という。)をもって、G種優先株主及びG種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みG種優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えにG種優先株式1株につき、G種優先株式取得価格(以下に定義)相当額の金銭を交付することができる。</p> <p>「G種優先株式取得価格」とは、(i)G種清算価値、(ii)G種最終配当金額(以下に定義)、及び(iii)2015年3月31日以前に取得が行われる場合においては、G種早期取得費(以下に定義)を合計した額に相当する額を意味する。</p> <p>「G種最終配当金額」とは、(i)取得日が2015年3月31日以前に開始する事業年度に属する場合は、G種清算価値に1.5%を乗じた金額を、当該事業年度の初日から取得日(同日を含む。)までの実日数で日割計算した金額、又は(ii)取得日が2015年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合は、G種清算価値にその時点で有効なG種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの日数で日割計算した金額に相当する額を意味する。ただし、上記(i)又は(ii)により計算された金額から、取得日が属する事業年度において支払われた全てのG種優先中間配当金の額が差し引かれるものとする。</p>

現行定款	変更定款案
<p>「G種早期取得費」とは、(i)G種清算価値に、(ii)G種発行日スワップ・レートから、取得日の5東京営業日前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート (T.S.R.) として Telerate Systemsスクリーン17143ページ (又はその承継ページ) に表示される、取得日から2015年3月31日までの期間 (以下、本項において「取得費計算期間」という。) に対応するスワップ・レート (当日の東京時間午前10時現在の当該スワップ・レートを取得できない場合には、当該レートを取得できる直前の東京営業日における当該レートとする。) (ただし、取得日が2014年4月1日以降の場合には、当該取得日の5ロンドン営業日前の日のロンドン時間午前11時現在のユーロ円ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート (円LIBOR (360日ベース)) として Telerate Systemsスクリーン3750ページ (又はその承継ページ) に表示される、取得費計算期間に対応する数値とする。)</p> <p>(なお、いずれの場合も対応する期間がない場合は線形補完で計算したレートとする。) を減じた率 (ただし、かかる計算の結果が0以下の場合には、当該計算によって得られた率を0とする。) を乗じた額に、(iii)取得日から2015年3月31日 (同日を含む。) までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する金額とする。ただし、G種優先株式取得価格、G種最終配当金額及びG種早期取得費の計算は円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> <p>② (省略)</p>	<p>「G種早期取得費」とは、(i)G種清算価値に、(ii)G種発行日スワップ・レートから、取得日の5東京営業日前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート (T.S.R.) として Telerate Systemsスクリーン17143ページ (又はその承継ページ) に表示される、取得日から2015年3月31日までの期間 (以下、本項において「取得費計算期間」という。) に対応するスワップ・レート (当日の東京時間午前10時現在の当該スワップ・レートを取得できない場合には、当該レートを取得できる直前の東京営業日における当該レートとする。) (ただし、取得日が2014年4月1日以降の場合には、当該取得日の5ロンドン営業日前の日のロンドン時間午前11時現在のユーロ円ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート (円LIBOR (360日ベース)) として Telerate Systemsスクリーン3750ページ (又はその承継ページ) に表示される、取得費計算期間に対応する数値とする。)</p> <p>(なお、いずれの場合も対応する期間がない場合は線形補完で計算したレートとする。) を減じた率 (ただし、かかる計算の結果が0以下の場合には、当該計算によって得られた率を0とする。) を乗じた額に、(iii)取得日から2015年3月31日 (同日を含む。) までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する金額とする。ただし、G種優先株式取得価格、G種最終配当金額及びG種早期取得費の計算は円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> <p>② (現行のとおり)</p>

現行定款	変更定款案
<p>(金銭を対価とする取得請求権)</p> <p>12. 株式会社新生銀行ならびにその子会社及び関係会社により合計で当会社の50%超の発行済普通株式が所有されないこととなった場合、D種優先株式の発行済み株式総数が0となった時以降、G種優先株主は、G種優先株式の全部を当会社が取得するよう、当会社に対し請求することができる。</p> <p>② (省略)</p> <p>13. (省略)</p>	<p>(金銭を対価とする取得請求権)</p> <p>12. 株式会社新生銀行ならびにその子会社及び関係会社により合計で当会社の50%超の発行済普通株式が所有されないこととなった場合、G種優先株主は、G種優先株式の全部を当会社が取得するよう、当会社に対し請求することができる。</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>13. (現行のとおり)</p>
<p>第12条の4 (H種優先株式) (省略)</p> <p>(H種優先配当金)</p> <p>1. 当会社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式及びG種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式及びG種優先株式を除く種類株式を総称して「H種優先株式に劣後する株式」という。)を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当(以下「H種優先配当金」という。)を行う。ただし、本条第4項に定めるH種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のH種優先配当金の支払いは、H種優先中間配当金を差し引いた額による。</p> <p>② (省略)</p> <p>2.～5. (省略)</p>	<p>第12条の4 (H種優先株式) (現行のとおり)</p> <p>(H種優先配当金)</p> <p>1. 当会社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株式を有する株主(以下「H種優先株主」という。)又はH種優先株式の登録株式質権者(以下「H種優先登録株式質権者」という。)に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式及びG種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式及びG種優先株式を除く種類株式を総称して「H種優先株式に劣後する株式」という。)を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当(以下「H種優先配当金」という。)を行う。ただし、本条第4項に定めるH種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のH種優先配当金の支払いは、H種優先中間配当金を差し引いた額による。</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>2.～5. (現行のとおり)</p>

現行定款	変更定款案
<p>(議決権)</p> <p>6. H種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、H種優先株主は、定時株主総会にH種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときは当該総会の時から、H種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該総会の終結の時から、H種優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまでH種優先株式500株当たり1議決権を有する。</p> <p>7. (省略)</p> <p>(H種優先株式の取得)</p> <p>8. 当社は、<u>D種優先株式の発行済み株式総数が0となった時以降</u>いつでも、H種優先株式を取得することができる。</p> <p>9. ~10. (省略)</p> <p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>11. 当社は、<u>D種優先株式の発行済み株式総数が0となった日以降</u>いつでも(ただし、2014年4月1日以降に限る。)当社の取締役会の決議により定める日(以下、本項において「取得日」という。)をもって、H種優先株主及びH種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みH種優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えにH種優先株式1株につき、H種優先株式取得価格(以下に定義)相当額の金銭を交付することができる。 「H種優先株式取得価格」とは、(i)H種清算価値、(ii)H種最終配当金額、及び(iii)2016年3月31日以前に取得が行われる場合においては、H種早期取得費を合計した額に相当する額を意味する。</p>	<p>(議決権)</p> <p>6. H種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、H種優先株主は、定時株主総会にH種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときは当該総会の時から、H種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該総会の終結の時から、H種優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまでH種優先株式100株当たり1議決権を有する。</p> <p>7. (現行のとおり)</p> <p>(H種優先株式の取得)</p> <p>8. 当社は、いつでも、H種優先株式を取得することができる。</p> <p>9. ~10. (現行のとおり)</p> <p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>11. 当社は、いつでも(ただし、2014年4月1日以降に限る。)当社の取締役会の決議により定める日(以下、本項において「取得日」という。)をもって、H種優先株主及びH種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みH種優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えにH種優先株式1株につき、H種優先株式取得価格(以下に定義)相当額の金銭を交付することができる。 「H種優先株式取得価格」とは、(i)H種清算価値、(ii)H種最終配当金額、及び(iii)2016年3月31日以前に取得が行われる場合においては、H種早期取得費を合計した額に相当する額を意味する。</p>

現行定款	変更定款案
<p>「H種最終配当金額」とは、 (i)取得日が2016年3月31日以前に開始する事業年度に属する場合は、H種清算価値に1.5%を乗じた金額を、当該事業年度の初日から取得日(同日を含む。)までの実日数で日割計算した金額、又は (ii)取得日が2016年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合は、H種清算価値にその時点で有効なH種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの日数で日割計算した金額に相当する金額を意味する。ただし、上記(i)又は(ii)により計算された金額から、取得日が属する事業年度において支払われた全てのH種優先中間配当金の額が差し引かれるものとする。</p>	<p>「H種最終配当金額」とは、 (i)取得日が2016年3月31日以前に開始する事業年度に属する場合は、H種清算価値に1.5%を乗じた金額を、当該事業年度の初日から取得日(同日を含む。)までの実日数で日割計算した金額、又は (ii)取得日が2016年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合は、H種清算価値にその時点で有効なH種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの日数で日割計算した金額に相当する金額を意味する。ただし、上記(i)又は(ii)により計算された金額から、取得日が属する事業年度において支払われた全てのH種優先中間配当金の額が差し引かれるものとする。</p>

現行定款	変更定款案
<p>「H種早期取得費」とは、(i)H種清算価値に、(ii)H種発行日スワップ・レートから、取得日の5東京営業日前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート (T.S.R.) として Telerate Systemsスクリーン17143ページ (又はその承継ページ) に表示される、取得日から2016年3月31日までの期間 (以下、本項において「取得費計算期間」という。) に対応するスワップ・レート (当日の東京時間午前10時現在の当該スワップ・レートを取得できない場合には、当該レートを取得できる直前の東京営業日における当該レートとする。) (ただし、取得日が2015年4月1日以降の場合には、当該取得日の5ロンドン営業日前の日のロンドン時間午前11時現在のユーロ円ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート (円LIBOR (360日ベース)) として Telerate Systemsスクリーン3750ページ (又はその承継ページ) に表示される、取得費計算期間に対応する数値とする。)</p> <p>(なお、いずれの場合も対応する期間がない場合は線形補完で計算したレートとする。) を減じた率 (ただし、かかる計算の結果が0以下の場合には、当該計算によって得られた率を0とする。) を乗じた額に、(iii)取得日から2016年3月31日 (同日を含む。) までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する金額とする。ただし、H種優先株式取得価格、H種最終配当金額及びH種早期取得費の計算は円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> <p>② (省略)</p>	<p>「H種早期取得費」とは、(i)H種清算価値に、(ii)H種発行日スワップ・レートから、取得日の5東京営業日前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート (T.S.R.) として Telerate Systemsスクリーン17143ページ (又はその承継ページ) に表示される、取得日から2016年3月31日までの期間 (以下、本項において「取得費計算期間」という。) に対応するスワップ・レート (当日の東京時間午前10時現在の当該スワップ・レートを取得できない場合には、当該レートを取得できる直前の東京営業日における当該レートとする。) (ただし、取得日が2015年4月1日以降の場合には、当該取得日の5ロンドン営業日前の日のロンドン時間午前11時現在のユーロ円ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート (円LIBOR (360日ベース)) として Telerate Systemsスクリーン3750ページ (又はその承継ページ) に表示される、取得費計算期間に対応する数値とする。)</p> <p>(なお、いずれの場合も対応する期間がない場合は線形補完で計算したレートとする。) を減じた率 (ただし、かかる計算の結果が0以下の場合には、当該計算によって得られた率を0とする。) を乗じた額に、(iii)取得日から2016年3月31日 (同日を含む。) までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する金額とする。ただし、H種優先株式取得価格、H種最終配当金額及びH種早期取得費の計算は円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> <p>② (現行のとおり)</p>

現行定款	変更定款案
<p>(金銭を対価とする取得請求権)</p> <p>12. 株式会社新生銀行ならびにその子会社及び関係会社により合計で当会社の50%超の発行済普通株式が所有されないこととなった場合、<u>D種優先株式の発行済み株式総数が0となった時以降、H種優先株主は、H種優先株式の全部を当会社が取得するよう、当会社に対し請求することができる。</u></p> <p>② (省略)</p> <p>13. (省略)</p>	<p>(金銭を対価とする取得請求権)</p> <p>12. 株式会社新生銀行ならびにその子会社及び関係会社により合計で当会社の50%超の発行済普通株式が所有されないこととなった場合、<u>H種優先株主は、H種優先株式の全部を当会社が取得するよう、当会社に対し請求することができる。</u></p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>13. (現行のとおり)</p>
<p>第12条の5 (優先順位)</p> <p><u>D種優先株式、G種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はB種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとし、D種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はG種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとする。</u>G種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。</p>	<p>第12条の5 (優先順位)</p> <p>D種優先株式、G種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はB種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとする。<u>D種優先株式、G種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。</u></p>
<p>(新設)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p><u>第1条 第8条、第12条の2第5項、第12条の3第6項及び第12条の4第6項の変更は、平成24年7月1日に効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>第2条 本附則は、前条の効力発生日をもって削除する。</u></p>

第3号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員6名は、任期満了となります。

つきましては、経営体制の見直しに伴い取締役1名を減員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
1	のぐち さとし 野 口 郷 司 (昭和27年7月14日生)	昭和52年4月 株式会社日本長期信用銀行(現株式会社新生銀行) 入行 平成15年7月 同行ビジネスソリューション第二部長 平成16年10月 当社執行役員 平成17年2月 当社取締役常務執行役員 平成17年3月 当社取締役常務執行役員最高財務責任者(CFO) 財務部門担当 平成19年1月 当社取締役常務執行役員最高財務責任者(CFO) 財務部門担当 財務部長 平成22年4月 当社取締役財務部長グループ財務担当 平成23年4月 当社代表取締役社長最高経営責任者(CEO) グループ経営・グループ事業・グループ財務・グループ人事・グループ信用リスク管理担当 平成23年5月 当社代表取締役社長最高経営責任者(CEO) グループ経営担当(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社アプラス代表取締役社長 株式会社アプラスパーソナルローン代表取締役社長 全日信販株式会社取締役会長 株式会社アプラスインベストメント代表取締役社長 新生フィナンシャル株式会社取締役	普通株式 37,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
2	わた なべ まさ はる 渡 邊 昌 治 (昭和33年3月17日生)	<p>昭和55年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行） 入行</p> <p>平成14年5月 同行 I B 業務管理部部長</p> <p>平成16年4月 同行 I B 業務管理部部長</p> <p>平成17年5月 昭和リース株式会社執行役員人事部長</p> <p>平成21年6月 同社取締役兼常務執行役員人事総務部長兼人事グループマネージャー</p> <p>平成22年9月 株式会社新生銀行執行役員人事部長</p> <p>平成22年12月 同行執行役員人事部長</p> <p>平成23年4月 当社副社長執行役員</p> <p>平成23年5月 当社副社長執行役員グループ人事・グループ管理担当</p> <p>平成23年6月 当社代表取締役副社長グループ人事・グループ管理担当（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社アプラス代表取締役副社長</p> <p>株式会社アプラスパーソナルローン代表取締役副社長</p>	普通株式 0株
3	おく だ しょう いち 奥 田 正 一 (昭和34年10月2日生)	<p>昭和57年4月 当社入社</p> <p>平成17年3月 当社企業戦略部長</p> <p>平成18年6月 当社関西営業部長</p> <p>平成19年1月 当社商品部長</p> <p>平成19年6月 当社執行役員商品部長</p> <p>平成20年5月 当社執行役員マーケティング部門副部門長兼ハウジングファイナンス部長</p> <p>平成21年9月 当社執行役員マーケティング本部長兼個人ファイナンス部長</p> <p>平成22年4月 株式会社アプラス執行役員マーケティング本部長兼個人ファイナンス部長</p> <p>平成22年7月 同社執行役員最高事業責任者（CBO）事業部門担当個人ファイナンス部長</p> <p>平成23年2月 同社執行役員最高事業責任者（CBO）事業部門企画担当</p> <p>平成23年5月 同社執行役員事業部門長事業部門企画担当</p> <p>平成23年6月 当社取締役グループ事業担当（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社アプラス取締役常務執行役員</p> <p>株式会社アプラスパーソナルローン取締役</p> <p>アルファ債権回収株式会社取締役</p> <p>エス・エル・メイプル株式会社代表取締役社長</p> <p>株式会社インサイト代表取締役会長</p>	普通株式 34,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
4	サンジーブ グプタ (昭和35年5月16日生)	<p>昭和59年7月 中央クーパース・アンド・ライブランド国際税務事務所（東京）マネジャー</p> <p>平成元年5月 シティバンクNA（東京）入行インスティテューショナルグループ チーフオブスタッフ</p> <p>平成5年7月 シティバンクNA（東京）ヴァイス・プレジデント</p> <p>平成12年7月 株式会社新生銀行入行経営管理部長</p> <p>平成18年10月 同行グループ経営管理統轄部長</p> <p>平成19年8月 同行グループフィナンシャルコントローラー兼グループ経営管理統轄部長</p> <p>平成20年6月 同行個人部門最高執行責任者兼コンシューマーファイナンス本部長</p> <p>平成21年1月 同行専務執行役員個人部門長</p> <p>平成22年6月 同行専務執行役員個人部門長（現任）</p> <p>平成22年6月 当社取締役（現任） (重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社アプラス取締役 株式会社アプラスパーソナルローン取締役 株式会社新生銀行専務執行役員個人部門長 新生フィナンシャル株式会社取締役会長</p>	普通株式 0株
5	なんこういん まさき ゆき 南光院 誠之 (昭和35年8月21日生)	<p>昭和59年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行</p> <p>平成20年9月 同行関連企業室長</p> <p>平成21年3月 同行コンシューマーファイナンス本部部長</p> <p>平成21年3月 GEコンシューマー・ファイナンス株式会社（現新生フィナンシャル株式会社）監査役</p> <p>平成23年4月 株式会社新生銀行コンシューマーファイナンス本部長</p> <p>平成23年6月 同行執行役員コンシューマーファイナンス本部長（現任）</p> <p>平成23年6月 新生フィナンシャル株式会社取締役（現任）</p> <p>平成23年6月 当社取締役（現任） (重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社アプラス取締役 株式会社アプラスパーソナルローン取締役 株式会社新生銀行執行役員コンシューマーファイナンス本部長 新生フィナンシャル株式会社取締役 新生プロパティファイナンス株式会社取締役</p>	普通株式 0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者の過去5年間及び現在における、当社の親会社である新生フィナンシャル株式会社、その親会社である株式会社新生銀行、同行の子会社である新生プロパティファイナンス株式会社での業務執行者としての地位及び担当は、「略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）」

況)」に記載のとおりであります。

3. 取締役候補者サンジープ グブタ氏及び南光院誠之氏は社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由について
サンジープ グブタ氏につきましては、当社の親会社である新生フィナンシャル株式会社の親会社である株式会社新生銀行において専務執行役員個人部門長として業務を執行されており、その知識・経験を活かして、当社の経営の重要事項の審議及び業務の執行の監督を行っていただくため、また株式会社新生銀行との業務上の連携を強化する観点から選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年になります。
南光院誠之氏につきましては、当社の親会社である新生フィナンシャル株式会社の親会社である株式会社新生銀行において執行役員コンシューマーファイナンス本部長として業務を執行されており、その知識・経験を活かして、当社の経営の重要事項の審議及び業務の執行の監督を行っていただくため、また株式会社新生銀行との業務上の連携を強化する観点から選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年になります。
5. 会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はございません。

以 上

普通株主様による種類株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

株式会社新生銀行との業務・資本提携直後の平成17年2月28日に発行されたD種優先株式につきましては、発行から7年が経過し、これまで年率4%であった配当率が平成24年4月以降は増加することや、未払配当金が将来にわたり繰り越される累積型であることなど、配当条件などにおいて他の優先株式とは異なる特徴を有しております。

D種優先株式を発行して以降の事業環境は、貸金業法や割賦販売法などの業法改正や、決済手段の多様化に伴う業界内の競争激化など、急速に変化してまいりました。また、金融資本市場におきましても、米国のサブプライム問題に端を発した世界的な金融危機や、依然動揺が続く欧州債務問題などの影響により、不透明感のより強い状況となつてまいりました。

当社グループにおきましては、株式会社新生銀行を中心とする安定的な資本構成のもと、業法改正に対応し、事業構造の抜本的な転換にいち早く取り組み、主力のクレジットカード事業やショッピングクレジット事業を中心に、安定的な事業基盤の構築に努め、一定の成果を挙げてまいりました。

今後につきましても、安定した事業基盤をベースに、既存の事業を複合的に発展させる形で、新たなビジネスモデルの構築に努める所存であります。そのためには、財務基盤の一層の強化を図ることが必要と判断し、D種優先株式の条件を見直し、現在の事業環境に即した内容に変更するものであります。

なお、本議案は、第57回定時株主総会において第2号議案「定款一部変更の件」が承認されること、ならびに、B種優先株主様、D種優先株主様、G種優先株主様及びH種優先株主様による各種類株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることを条件とします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第 2 章 の 2 優 先 株 式	第 2 章 の 2 優 先 株 式
<p>第12条の2 (D種優先株式) (D種優先株式の取得請求権及び引換えに交付される普通株式)</p> <p>8. D種優先株主は、2012年4月1日ならびにこれ以降の各年の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日(以下本項において「取得日」という。)において、下記条件により、その有するD種優先株式を当社が取得し、これと引換えに、当社の普通株式を交付するよう請求することができる。</p> <p>② 前号の請求により、D種優先株式を当社が取得し、これと引換えに当社が当該株主に交付すべき当社の普通株式数は、D種優先株主が取得請求のために提出したD種優先株式のD種清算価値の総額をその時点で有効なD種優先株式交付価額で除した数とする。ただし、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整は行わない。</p>	<p>第12条の2 (D種優先株式) (D種優先株式の取得請求権及び引換えに交付される普通株式)</p> <p>8. D種優先株主は、2015年6月1日以降いつでも、下記条件により、その有するD種優先株式を当社が取得し、これと引換えに、当社の普通株式を交付するよう請求することができる。</p> <p>② 前号の請求により、D種優先株式を当社が取得し、これと引換えに当社が当該株主に交付すべき当社の普通株式数は、D種優先株主が取得請求のために提出したD種優先株式のD種清算価値の総額をその時点で有効なD種優先株式交付価額(以下に定義)で除した数とする。ただし、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整は行わない。</p>

現行定款	変更定款案
<p>(1) <u>D種優先株式交付価額</u> <u>取得日における交付価額は、</u> <u>当該取得日に先立つ45取引日</u> <u>目に始まる連続する30取引日</u> <u>の大阪証券取引所における普</u> <u>通株式の取引日（以下本項に</u> <u>おいて「算出期間」とい</u> <u>う。）における各取引日の出</u> <u>来高加重平均価格（以下「V</u> <u>WAP価格」という。）とし</u> <u>て大阪証券取引所において公</u> <u>表される価格（大阪証券取引</u> <u>所においてVWAP価格が公</u> <u>表されない場合には、当該取</u> <u>引日の東京時間の午後3時か</u> <u>ら4時の間にブルームバーグ</u> <u>L.P.が提供する普通株式のV</u> <u>WAP価格とし、かかるVW</u> <u>AP価格が当該取引日に提供</u> <u>されない場合には、当該取引</u> <u>日の大阪証券取引所における</u> <u>普通株式の終値（気配表示を</u> <u>含む。）とする（以下VWAP</u> <u>P価格及びこれに代替する数</u> <u>値を「参照価格」とい</u> <u>う。）の単純平均価格に相</u> <u>当する金額とする（以下「D</u> <u>種優先株式交付価額」とい</u> <u>う。）。</u>ただし、D種優先株 式交付価額の計算は、円位未 満小数第2位まで算出し、そ の小数第2位を四捨五入す る。</p>	<p>(1) <u>D種優先株式交付価額</u> <u>当初のD種優先株式交付価額</u> <u>は、当会社にD種優先株式の</u> <u>条件変更を認める当会社の定</u> <u>款の変更を株主が決議した日</u> <u>（2012年6月28日、本条にお</u> <u>いて「D種優先株式条件変更</u> <u>日」という。）の直前の取引</u> <u>日の大阪証券取引所における</u> <u>普通株式の終値（気配表示を</u> <u>含む。）とする（以下「D種</u> <u>優先株式交付価額」とい</u> <u>う。）。</u>ただし、D種優先株 式交付価額の計算は、円位未 満小数第2位まで算出し、そ の小数第2位を四捨五入す る。</p>

現行定款	変更定款案
<p>(2) 参照価格の調整 (イ) <u>上記D種優先株式交付価額の算出にあたっては、算出期間の初日（同日を含む。）から関連する取得日（同日を含む。）までの期間（以下「調整期間」という。）において、下記の公式で計算すると参照価格が下落することとなる対価で、当社が普通株式を発行若しくは交付した、あるいは本号(2)（ロ）に従い発行若しくは交付したとみなされるときにはいつでも（株式分割の場合はこれに含まれるが、発行済みの新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利を行使した時点での普通株式の発行は除外される。）、D種優先株式交付価額の計算に先立ち、かかる発行若しくは交付以前の当該調整期間にかかる各取引日の参照価格は以下のように引き下げられるものとする（以下「調整後参照価格」という。）。調整後参照価格は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> $\text{調整後参照価格} = \text{調整前参照価格} \times \frac{\text{発行前のみなし発行済み普通株式数} + \text{当社の受領対価時価}}{\text{発行後のみなし発行済み普通株式数}}$	<p>(2) D種優先株式交付価額の調整 (イ) <u>下記の公式で計算するとD種優先株式交付価額が下落することとなる対価で、当社が普通株式を発行若しくは交付した、あるいは本号(2)（ロ）に従い発行若しくは交付したとみなされるときにはいつでも（株式分割の場合はこれに含まれるが、発行済みの新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利を行使した時点での普通株式の発行は除外される。）、D種優先株式交付価額の計算に先立ち、D種優先株式交付価額は以下のように引き下げられるものとする（以下「調整後D種優先株式交付価額」という。）。調整後D種優先株式交付価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> $\frac{\text{調整後D種優先株式交付価額}}{\text{調整前D種優先株式交付価額}} = \frac{\text{発行又は交付前のみなし発行済み普通株式数} + \text{当社の受領対価時価}}{\text{発行又は交付後のみなし発行済み普通株式数}}$

現行定款	変更定款案
<p>「みなし発行済み普通株式数」とは、完全希薄化後（上記のとおり、調整期間中に発行若しくは交付される、又はそのようにみなされる当会社の普通株式も含む。）の発行済み普通株式数（普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利がすべて、当時は行使可能だったものとして計算される。）を意味するものとするが、当会社あるいはその完全子会社の勘定で所有あるいは保有されている普通株式は一切含まれないものとする。</p> <p>「当会社の受領対価」とは、該当する当会社の普通株式の発行若しくは交付により、当会社の普通株式の対価として当会社が受け取った、あるいは受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を、さらに、普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利を発行若しくは交付した場合には、それらの行使により、当会社が受け取った、あるいは受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味するものとする。</p>	<p>「みなし発行済み普通株式数」とは、完全希薄化後の発行済み普通株式数（普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利がすべて、当時は行使可能だったものとして計算される。）を意味するものとするが、当会社あるいはその完全子会社の勘定で所有あるいは保有されている普通株式は一切含まれないものとする。</p> <p>「当会社の受領対価」とは、該当する当会社の普通株式の発行若しくは交付により、当会社の普通株式の対価として当会社が受け取った、あるいは受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を、さらに、普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利を発行若しくは交付した場合には、それらの行使により、当会社が受け取った、あるいは受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味するものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>「時価」とは、(i)普通株式が市場で取引されている場合には、時価の決定日に先立つ45取引日に始まる30取引日の大阪証券取引所における普通株式の毎日の1株当たり終値（気配表示を含む。）の単純平均価格（終値のない日は除く。）、(ii)普通株式が市場で取引されていない場合には、当会社の取締役会が誠意をもって決定する普通株式の公正な時価を意味するものとする。単純平均価格は円位未満小数第2位まで計算され、その小数第2位は四捨五入される。</p> <p>(ロ)新株予約権の発行 当会社が普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利を発行、若しくは交付する場合、かかる発行若しくは交付を、当該新株予約権、その他同様の権利を行使により発行可能若しくは交付可能な普通株式の発行若しくは交付であるとみなし、これらの権利により当初条件に従い発行若しくは交付可能な数の当会社の普通株式が、かかる新株予約権、あるいはその他同様の権利の発行日若しくは交付日に発行若しくは交付されたものとみなす。</p>	<p>「時価」とは、(i)普通株式が市場で取引されている場合には、調整後D種優先株式交付価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日の大阪証券取引所における普通株式の毎日の1株当たり終値（気配表示を含む。）の単純平均価格（終値のない日は除く。）、(ii)普通株式が市場で取引されていない場合には、当会社の取締役会が誠意をもって決定する普通株式の公正な時価を意味するものとする。単純平均価格は円位未満小数第2位まで計算され、その小数第2位は四捨五入される。</p> <p>(ロ)新株予約権の発行 当会社が普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利を発行、若しくは交付する場合、かかる発行若しくは交付を、当該新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利を行使により発行可能若しくは交付可能な普通株式の発行若しくは交付であるとみなし、これらの権利により当初条件に従い発行若しくは交付可能な数の当会社の普通株式が、かかる新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利の発行日若しくは交付日に発行若しくは交付されたものとみなす。</p>

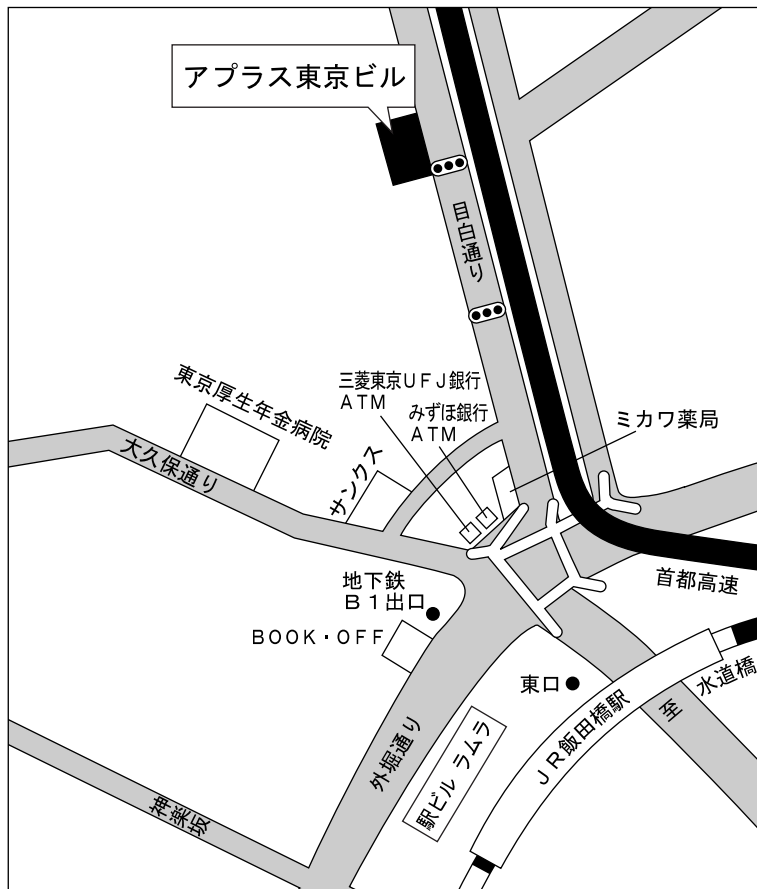
現行定款	変更定款案
<p>(ハ)株式分割 株式分割によって普通株式が発行された場合、上記<u>参照価格</u>の調整に関しては、かかる株式分割により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日に当該普通株式が発行されたものとみなされるものとする。</p> <p>(ニ) 配当その他の分配 当会社が、<u>調整期間中</u>に、普通株式に関し、配当を支払若しくは普通株主に対してそのほかの分配を行った場合（ただし、本項において該当しないとされる株式分割及び株式配当を除く。）、D種優先株式取得価額はかかる配当の1株あたり金額（若しくは現金以外による配当若しくは分配の場合において、当会社の取締役会で合理的に決定された当該配当及び分配の<u>1株あたり</u>の公正市場価格）に相当する額を減額する。</p> <p>(ホ) その他取締役会が定める調整 本項(2)(イ)で規定されている調整に加え、(i)合併、減資、自己株式の取得、普通株式の併合、(ii)普通株式数の変更、あるいは普通株式数の変更の可能性を生じさせる事由の発生、(iii)<u>参照価格</u>を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後<u>参照価格</u>の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合には、当会社の取締役会が適当と判断する<u>参照価格</u>に調整されるものとする。</p>	<p>(ハ)株式分割 株式分割によって普通株式が発行された場合、上記D種優先株式交付価額の調整に関しては、かかる株式分割により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日に当該普通株式が発行されたものとみなされるものとする。</p> <p>(ニ) 配当その他の分配 当会社が、普通株式に関し、配当を支払若しくは普通株主に対してそのほかの分配を行った場合（ただし、本項において該当しないとされる株式分割及び株式配当を除く。）、D種優先株式交付価額はかかる配当の1株あたり金額（若しくは現金以外による配当若しくは分配の場合において、当会社の取締役会で合理的に決定された当該配当及び分配の<u>1株あたり</u>の公正市場価格）に相当する額を減額する。</p> <p>(ホ) その他取締役会が定める調整 本項(2)(イ)乃至(ニ)で規定されている調整に加え、(i)合併、減資、自己株式の取得、普通株式の併合、(ii)普通株式数の変更、あるいは普通株式数の変更の可能性を生じさせる事由の発生、(iii)<u>D種優先株式交付価額</u>を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後<u>D種優先株式交付価額</u>の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合には、当会社の取締役会が適当と判断する<u>D種優先株式交付価額</u>に調整されるものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(ハ)解釈 この本項に不明瞭な点がある場合、又は取得価額が調整されることとされていない何らかの事由に関連して当社の取締役会が参照価格の調整することが公正であると誠意をもって考える場合、当社の取締役会は、この本項の目的に照らし、公平かつ均衡であると妥当に判断したときに参照価格を調整する権利を有するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(ハ)解釈 この本項に不明瞭な点がある場合、又はD種優先株式交付価額が調整されることとされていない何らかの事由に関連して当社の取締役会がD種優先株式交付価額を調整することが公正であると誠意をもって考える場合、当社の取締役会は、この本項の目的に照らし、公平かつ均衡であると妥当に判断したときにD種優先株式交付価額を調整する権利を有するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(当社の普通株式を対価とする取得条項)</p> <p>9. <u>当社は、2015年6月1日(同日を含む。)から2017年5月31日(同日を含む。)までの期間、当社の取締役会決議により定める日をもって、D種優先株主及びD種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みD種優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えにD種優先株式のD種清算価値の総額をその時点で有効なD種優先株式交付価額で除した数の当社の普通株式を交付することができる。ただし、当社の普通株式の時価(上記通知の送付日付で前項第2号②(イ)に定めるところに従い計算されたもの。)がその時点で有効なD種優先株式交付価額の150%を上回った場合に限る。また、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。</u></p> <p>② <u>D種優先株式の一部につき、本項に基づく取得を行う場合は、按分比例(端数については抽選)により行う。</u></p>

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区新小川町4番1号
アプラス東京ビル 地下会議室



東京メトロ	東西線・有楽町線・南北線	飯田橋駅	(B1出口より徒歩約5分)
都営地下鉄	大江戸線	飯田橋駅	(B1出口より徒歩約5分)
JR	総武線	飯田橋駅	(東口出口より徒歩約8分)

※会場には駐車場がございませんので、最寄りの交通機関をご利用のうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。